

団体の概要

(令和7年2月現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんおんしがいだんさいせいかいしぶかながわけんさいせいかい) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会										
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。											
(ふりがな) 名称	()										
所在地	〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川一丁目13番地10 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6同意書による）に使用します)										
設立年月日	明治44年5月30日										
沿革	明治44年5月に、明治天皇の御下賜金を基金として、恩賜財団として本会が設立されると同時に、神奈川県支部が設立される。大正2年9月に、本会第1号病院として神奈川県病院を開設、その後、医療・福祉・保育・保健分野で、計21施設を次々に開設し、現在に至る。										
事業内容等	<p>○神奈川県支部は、発足以来、常に「済生」（生命を救う）の心を基に、地域の基幹となる公的医療機関として6病院を運営するとともに、15の福祉介護施設を運営しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">病院</td> <td colspan="3">横浜市地域中核病院（東部病院、南部病院）、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院</td> </tr> <tr> <td>福祉・介護施設</td> <td colspan="3">わかくさ（特養ホーム）、湘南苑（老人保健施設）、わかくさ保育園、金沢若草園（障害福祉サービス事業所）、サルビア（重症心身障害児（者）施設）、4か所の訪問看護ステーション（かながわ、南部、わかくさ、平塚）、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ（菅田、港南台、六浦、能見台）</td> </tr> </table> <p>○職員数：常勤3,684人、非常勤：810人、計4,494人（令和6年3月末現在）</p>			病院	横浜市地域中核病院（東部病院、南部病院）、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院			福祉・介護施設	わかくさ（特養ホーム）、湘南苑（老人保健施設）、わかくさ保育園、金沢若草園（障害福祉サービス事業所）、サルビア（重症心身障害児（者）施設）、4か所の訪問看護ステーション（かながわ、南部、わかくさ、平塚）、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ（菅田、港南台、六浦、能見台）		
病院	横浜市地域中核病院（東部病院、南部病院）、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院										
福祉・介護施設	わかくさ（特養ホーム）、湘南苑（老人保健施設）、わかくさ保育園、金沢若草園（障害福祉サービス事業所）、サルビア（重症心身障害児（者）施設）、4か所の訪問看護ステーション（かながわ、南部、わかくさ、平塚）、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ（菅田、港南台、六浦、能見台）										
財務状況 ※直近3か年の事業年度分 (単位：千円)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度							
	総収入	■■■■■	■■■■■	■■■■■							
	総支出	■■■■■	■■■■■	■■■■■							
	当期収支差額	■■■■■	■■■■■	■■■■■							
	次期繰越収支差額	■■■■■	■■■■■	■■■■■							
連絡担当者	【所属】 【電話】 【E-mail】	【氏名】 【FAX】									
特記事項											

横浜市能見台地域ケアプラザ

第5期・指定管理者の応募書類

事業計画書（様式ア）



地域の方がいつまでも健康で安心して暮らせるよう、
地域や利用者の皆様とともに、
私たち地域ケアプラザの職員は、精一杯頑張っていきます。



社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

横浜市地域ケアプラザ条例

第1条 市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、本市に地域ケアプラザを設置する。

第2条 プラザは次の事業を行う。

- 地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供
- 福祉、保健等に関する講習会、講座等の開催 ○福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
- 福祉サービス、保健サービス等の提供に関する調整 ○通所介護事業 ○居宅介護支援事業等

指定管理者として行うべき取組

<基本的な考え方>

地域ケアプラザ条例に基づき、横浜市及び金沢区福祉保健計画並びに地域包括ケアシステムを推進するために、地域、区役所、関係機関との連携によって、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け取り組んでいきます。

<具体的な取り組み>

(1) 身近な相談機関としての役割を果します

高齢者、子ども、障害児・者などあらゆる世代、あらゆる特性の方のお困りごとに寄り添い、地域に身近な福祉保健の総合相談窓口、初回相談窓口としてご相談をお受けします。

また、より適切な専門機関等をご紹介するなど、課題解決に向け丁寧に対応します。

(2) 個別課題に取り組み、住民主体の支えあいのある地域づくりを支援します

個別課題に対応するだけではなく、個別課題から把握できる地域課題を整理・分析し、自助・共助・公助のしくみに近隣の住民同士で助け合う「近助」の視点も加え、安心して住み続けられる地域づくりを支援します。

(3) 地域支援の中核として役割を担い、地域住民とともに地域の福祉保健活動を推進します

金沢区では、金沢区役所（以下「区役所」）、金沢区社会福祉協議会（以下「区社協」）、地域ケアプラザの3者がそれぞれの強みや得意を活かし、チームとして地域支援にあたっています。地域ケアプラザは、日常生活圏域（概ね中学校区）という立地の良さを生かし、地域住民の皆様により身近で親しみのある施設としてご活用いただくとともに、様々な地域の活動に出向くなど、地域住民とともに地域の福祉保健活動を推進します。

(4) あらゆる世代へのアプローチと多世代交流の視点で地域包括ケアシステムを推進します

普段地域ケアプラザに馴染のない方にもご利用いただけるよう働き世代や学齢期の子ども等あらゆる世代を対象に自主事業や活動を開催し、地域人材の育成・支援や多世代交流の視点も大切にしながら取り組み、地域の方とともに、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいきます。

(5) あらゆる世代に寄り添う視点

○高齢者の視点としては

- ①地区社協やボランティア団体と連携して、高齢者の日常生活の支援を進めます。
- ②総合相談窓口だけでなく、地域に出向くなどして高齢者福祉に関する情報を提供するとともに、通所介護、居宅介護支援サービスを提供します。
- ③民生委員や区役所と連携し、一人暮らし高齢者の見守りや高齢者虐待防止の見守り活動を進めます。

○子どもの視点としては

- ①地域、学校、関係団体、区役所等と連携し、子どもたちの健やかな育ちを支援します。
- ②子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子どもや養育者同士の関係づくりの場をつくりていきます。
- ③区役所や地域の様々な団体等と連携し、児童虐待防止も視野に見守り活動を進めます。

○障害児・者支援の視点としては

- ①障害福祉制度等に関する情報提供のほか、適切な支援機関へ丁寧につなぎます。
- ②地域、関係団体、区役所等と連携し、障害児・者の居場所づくりや、障害児と養育者のためのサロンの開催、障害者との交流や福祉体験学習を通じて、お互いの理解を深めるための事業や取組を行います。

○「だれでも」の視点を大切にします

支援が必要な人を把握したら、各職種の専門性を生かして総合的に支援します。新たに地区内に転入された方や次代を担う子どもたち、働き世代など、日頃、地域ケアプラザに馴染みのない方にもアプローチします。

(6) 防災、減災の取組を推進します

近年大規模災害が多く発生しています。福祉避難所としての役割が発揮できるよう、年2回の防災訓練、B C P訓練等を実施します。また、福祉避難所の運営に際しては、地域ケアプラザの業務継続が大前提となります。日頃からの備えと職員の意識啓発により災害対応力の強化を図ってまいります。

応募理由

平成13年9月開所以来、能見台地域ケアプラザ（以下「当プラザ」とする）の管理運営を担ってきた経験と実績を踏まえ、引き続き身近な地域福祉の拠点として横浜市地域ケアプラザ条例に基づき、地域に信頼されるプラザの運営や事業推進を担ってまいりたいと考え、応募いたします。

1 これまでの地域との信頼関係を生かし、引き続きプラザの運営や事業を推進したい

開所以来、長きにわたり地域の皆様や様々な団体・ボランティアの方々とネットワークを構築し、信頼関係を築き上げてまいりました。この信頼関係を基盤に、引き続き地域の皆様とともに「いつまでも健康で安心して暮らせる地域づくり」に尽力します。

2 慣れ親しんだ人間関係の中で、安心してサービスを受けていただきたい

デイサービスやケアプラン作成等、介護サービスをご利用される方にとって安心でき信頼できる関係が何より大切です。引き続き慣れ親しんだ人間関係の中で、安心して介護サービスを受けていただきたいと考えます。

3 本会施設が多い金沢区において引き続き地域貢献に尽力したい

本会は、金沢区内に病院、福祉施設等7つの事業所を運営しており、「横浜金沢医療福祉センター」として事業展開しています。当プラザの運営を引き続き担い、横浜金沢医療福祉センターと連携を図りながら、地域に貢献してまいりたいと考えます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 担当地域の特色

【担当地域（町名）】 能見台1～6丁目、能見台通、能見台東、
堀口、長浜、長浜1～2丁目
片吹、西柴1～2丁目の一部

＜担当地域の概況＞

4地区にわたる広いエリアを担当しています。（金沢中部地区は一部）
高齢化は区全体よりも低めですが、一部の地域では40%を超えているところもあります。
また、比較的子どもの多いエリアです。

（令和6年9月末）（人）

	金沢区	金沢東部地区	金沢中部地区	能見台地区	富岡西・能見台地区
人口	192,676	6,564	3,928	12,440	7,411
15歳未満	19,399(10.1%)	668(10.2%)	405(10.3%)	1,207 (9.7%)	779 (10.5%)
15～64歳	113,311(58.8%)	4,094(62.4%)	2,295(58.4%)	7,319(58.8%)	4,561 (61.5%)
65歳以降	59,966(31.1%)	1,802(27.5%)	1,228(31.3%)	3,914(31.5%)	2,071 (27.9%)

2 担当地域の魅力・課題

魅 力	課 題
<ul style="list-style-type: none">○地域活動が盛ん。 連合町内会や単会の行事や活動が多く、多世代が参加している。○比較的若い世代も多い。○多世代交流ができる行事や活動が多い。○元気な高齢者が多く、小さな単位でのサロン活動も多い。○地域の中でお互いに声を掛けあい見守りあう関係ができている。	<ul style="list-style-type: none">○山坂が多く、移動や買い物が困難。○急速に少子高齢化が進んでいる。○地域活動の担い手の高齢化。○担い手不足、次世代への継承。○地域の拠点が欲しい。○住民同士のつながりが強いエリアもあるが、お互いの生活に踏み込まないエリアもある。○程よい距離感を大事にする半面、個別の困りごとが顕在化しにくい一面がある。

3 地域の課題の把握・分析の方法等

- ① 日頃の相談等の業務を通じて、地域の住民・団体、事業者等からの声に耳を傾けます。
- ② 地域団体の会合、行事、地域ケア会議等に積極的に参加し、地域の方が課題ととらえていることの把握に努めます。
- ③ 地域に関する客観的数据や情報を収集し活用します。また、毎年9月に横浜市が提供する担当地区の人口、世帯数、年齢別人口、高齢化率等のデータをもとに、地区概況を数字でとらえ、地域とも共有します。
- ④ 毎月実施している5職種（注）会議等で、入手した情報等を共有・分析します。

（注）5職種とは、地域包括支援センター必須配置の保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーと、地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの5つの職種を指します。

<担当地域の各地区の特色・魅力等>

金沢東部地区

【特色・魅力】

- ・地区社協を中心に福祉保健活動が盛ん。
- ・住民アンケートを実施し、地域の活動に反映している。
- ・新しい取組にも意欲的。
- ・住民同士の声掛けや見守りがある。
- ・若い世代の転入も多い。
- ・単会ごとのシニアクラブが活発。

【将来像に向けた取組】

- ・将来の地域の担い手として子どもへの支援や多世代交流に力を入れていく。

【地区を担当する他の地域ケアプラザ】

西柴地域ケアプラザ

能見台地区

【特色・魅力】

- ・高層住宅と一区画が比較的大きな戸建住宅が混在する住宅地。公園や緑が多い。
- ・若い世代も地域活動に参画している。
- ・地区を上げて主体的に活動し、お祭りやイベントが多い。
- ・当プラザを定期的に利用している。

【将来像に向けた取組】

- ・引き続き様々な地域活動を支援しつつ、地域活動に参加しにくい世帯が孤立しないよう見守りや声掛けを進める。

【地区を担当する他の地域ケアプラザ】

なし

金沢中部地区

【特色・魅力】

- ・担当する2単会（西柴・片吹地区）の地域活動は盛んで住民同士のつながりが強い。地区全体の活動も盛ん。
- ・町内会長や民生委員らがキーパーソンとなり地域の見守りができているため、個々の課題にも対応しやすい。

【将来像に向けた取組】

- ・引き続き地域の自立した活動とよりきめ細かな地域の助けあい活動を支援。

【担当する他の地域ケアプラザ】

泥亀地域ケアプラザ

富岡西・能見台地区

【特色・魅力】

- ・戸建住宅、高層住宅が混在し、地区内には能見台駅、バスターミナル、商店街、金融機関、クリニック、高校等がある。
- ・連合町内会は解散したが単会活動は活発。
- ・民生委員、保健活動推進員は地区として継続的に活動している。

【将来像に向けた取組】

- ・既存の活動を支援しつつ、高齢者サロンなど横のつながりや交流を支援。

【地区を担当する他の地域ケアプラザ】

富岡地域ケアプラザ

4 課題解決や魅力発揮のための関係団体等との連携方法

- ①連合町内会・自治会町内会、民生委員・児童委員（以下民生委員）、主任児童委員、各種委嘱委員、関係団体等と引き続き良好な関係を継続し、各地区が策定した地区別計画に描いている目指す姿や取組（27頁参照）を地域とともに推進します。
- ②把握した地域課題を地域と共有し、課題解決に向けた取組を支援します。
- ③地域団体等と協力し、様々な地域行事やプラザの自主企画事業により、世代を超えた交流・仲間づくりを推進し、地域活動の担い手発掘や次世代への継承につなげます。
- ④ボランティア養成講座や交流会等学生や新たな担い手育成を推進します。
- ⑤連合町内会や自治会・町内会、民生委員、シニアクラブ等と連携し、高齢者の見守り活動を進め、個別課題の把握に努めます。また、高齢者の方が集う場を支援します。
- ⑥子どもの居場所づくりや養育者の支援を継続的に行います。
- ⑦障害者余暇支援や障害児の養育者の交流等を通じて障害児・者支援を推進します。
- ⑧地域の防災対応力向上を目指して、日頃から地域と情報共有を進め、それぞれの災害時の対応等を共有していきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザは、区役所、区社協とともに地域支援チームの一員として、地域における様々な福祉課題等の解決に向けて日頃から連携し支援していきます。
- 地域の関係団体や他の地域ケアプラザとも日常的に情報共有や連携を進め、福祉講座や相談会の合同開催、福祉教育、ボランティアの育成等を行います。

1 地域支援チームとの連携について

地域支援チームの一員として、各地区の特性を踏まえ、年1～2回開催される地区推進連絡会をはじめ、各地区のチーム会議や様々な行事や活動に積極的に関わります。

2 区役所との連携について

- ①区役所とは、毎月の所長会、地域ケアプラザの職種ごとの連携会議など定期的な会議のほか、介護認定申請、高齢者虐待事案等の様々な場面で日常的に連携していきます。
- ②地域包括支援センターでのケース検討は、区役所との定例会を毎月開催し、対応困難ケースなどの情報を共有していきます。また、高齢者、児童、障害者の虐待等の事案が発生した場合は、区役所と緊密に連絡を取り合いながら、適切に対応していきます。状況に応じて民生委員等の日常の見守り活動とも連携し、対象者の方の安全を見守ります。
- ③区役所が推進しているエンディングノートの普及・啓発に関しては、地域住民の関心が高いことから、区役所事業と連動し、元気なうちから前向きに準備することの大切さを、継続的に啓発していきます。

3 区社協との連携について

- ①生活支援コーディネーターは、区社協の1層生活支援コーディネーターとも連携し地域活動等の把握に努め、地域住民による生活支援の体制づくりを支援していきます。
- ②ボランティア養成講座・交流会、小・中学校での福祉教育、健やか子育て連絡会など連携して取り組みます。
- ③個別課題の解決にあたり、必要に応じて区社協あんしんセンターや送迎サービス、食支援に繋げ、課題解決の一助としていきます。

4 関係機関との連携

- ①本会傘下の金沢区の病院はじめ近隣の横浜南共済病院等と連携し医療講座を開催し、地域住民に保健医療知識の啓発活動を行います。
- ②併設の地区センターや近隣の福祉専門機関（とことこ、りんごの森、さくらの木等）や福祉施設（パートリア、金沢ショートステイセンター等）、学校、金融機関・郵便局等と顔の見える関係を継続し、連携を深めていきます。

5 他の地域ケアプラザとの連携

- ①同法人である六浦地域ケアプラザと共にペットの適正な飼育啓発、地域ケアプラザの周知を目的としたペット写真展を実施します。
- ②近隣の富岡、富岡東、並木、西柴と5地域ケアプラザ合同で、合同相談会を実施します。
- ③近隣の富岡、富岡東、並木の地域ケアプラザと共にボッチャ大会を実施いたします。
- ④福祉教育では、区社協を中心に、富岡中学校、西富岡小学校については富岡地域ケアプラザと、西柴中学校については西柴地域ケアプラザと連携し、学校に出向き、次代を担う子どもたちに向け、福祉への意識醸成や思いやりの気持ちを育む講座を実施します。
- ⑤区内地域ケアプラザ共催にて大学生ボランティア養成講座を実施します。

(4) 合築施設との連携について * 市民利用施設との合築の場合のみ

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

合築施設との連携について

<基本的な考え方>

福祉施設である地域ケアプラザは、スポーツ、娯楽等一般区民利用施設である地区センターと設置目的は異なりますが、行事等の一体開催、施設管理委託の一体化及び防犯・防災体制の共同での取り組みによって、ともに能見台エリアにある横浜市の公の施設として、区民サービス・地域福祉の向上を目指して連携して取り組んでいきます。

1 同一敷地内の合築施設の状況

施設名	目的		施設内の諸室
地域ケアプラザ 面積 1159.47 m ²	地域の福祉・保健活動等の振興と福祉サービス等の提供	1階	事務室（受付）、相談室、ボランティアルーム、地域ケアルーム、多目的ホール、調理室、デイルーム、デイ調理室、浴室、休養コーナー
能見台 地区センター 面積 1803.77 m ²	スポーツ、レクリエーション等を通じて、地域住民が相互の交流を深める場	2階	事務室（受付）、印刷コーナー、ロビー、図書コーナー、娯楽コーナー、プレイルーム、体育室、多目的室（A・B）、料理室、和室（A・B）、工芸室、グループ室

2 建物設備管理の一体化

建物全体に係る消防設備、冷却塔、空調設備、自動扉、清掃業務等については、地区センターと共同して効率的に一体的管理を行います。相互に役割分担しながら建物設備管理を専門業者へ委託し、施設の長寿命化と館内の快適な利用環境の整備に協力して対応します。

3 防犯・防災体制に関する共同の取り組み

- ①合築施設として、防犯、防災体制を共同で取り組んでいきます。
- ②防火・防災対応力の強化として、初期消火、避難誘導、情報受伝達、応急救急等の訓練を協働で実施し、火災や災害時、利用者の安全確保に努めています。

4 催し物の一体開催等

- ①毎年秋に合同祭を開催します。コロナ禍では開催を見合わせましたが、昨年度は、ケアプラザ活動福祉団体による模擬店、地区センター活動団体による作品展、活動発表会などに加え、能見台消防出張所の協力を得て起震車の体験や民間事業者による水素車の展示など防災への啓発も取り入れ、好評を博しました。今後も、地域に定着したイベントとして、両施設の特徴を活かし連携した行事運営に努めます。
- ②地域ケアプラザにおける各種講演会、講座などは、地区センターの利用者にも積極的に働きかけ参加を呼びかけていきます。

5 日常からの施設間の連絡調整

地区センターとは定期的に連絡調整を行い、建物保全や快適な施設利用など様々な連携調整を図ってまいります。突発の事案等は、その都度状況を共有しあい対処してまいります。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。



日本最大の社会福祉法人「済生会」

本会は、明治天皇が医療によって生活困窮者を救済しようと、明治44（1911）年に恩賜財團として設立されました。以後幾多の変遷を経て、戦後は昭和26年に公的医療機関の指定、同27年に社会福祉法人の認可を受け、110年以上にわたり保健・医療・福祉で実績を積み重ねてきました。現在は、第6代総裁に秋篠宮皇嗣殿下を推戴し、次の三つの目標を掲げ、日本最大の社会福祉法人として、83の医療施設、842の福祉施設・事業において、全職員約6万6千人が全国で保健・医療・福祉・介護事業に携わっています。

- 生活困窮者を 済（すく）う
- 医療で地域の 生（いのち）を守る
- 医療と福祉 会（かい）を挙げて切れ目のないサービスを提供



本会は、コロナ禍を経て3つの目標に加えて、社会的に弱い立場にある人々も誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し、共に生きていくという「ソーシャルインクルージョン」の理念を推進することで、高齢者や子ども、障害者等が地域の一員となり共に生きる地域づくりに貢献していきます。

本会は法人としては1法人ですが、全国の都道府県に40の支部を置き、支部単位で保健・医療・福祉・介護事業を展開しています。

神奈川県済生会（神奈川県支部）

本会設立とほぼ同時に神奈川県支部が創設され、その後大正2（1913）年に、本会における全国の第一号病院として、現在、東神奈川にある病院が開設されました。

病院事業としては、その後、平塚市の病院、金沢区内の病院の開設を経て、昭和55年に横浜市の地域中核病院の第1号として、横浜市港南区に病院を開設しました。

また、平成19年には、本会では2か所目の地域中核病院として横浜市鶴見区に病院を開設し、平成30年には、東神奈川にリハビリ専門病院を開設し6病院体制となりました。

<金沢区の病院>



<神奈川区の病院>



<港南区の病院>



<鶴見区の病院>



福祉・保健事業としては、昭和40年に金沢区の知的障害施設を県から受託、同51年に保育園、同55年に特別養護老人ホームを開設し、その後、港南区港南台、金沢区六浦及び能見台、神奈川区菅田に横浜市地域ケアプラザの受託運営を開始しました。

現在では、6病院、4地域ケアプラザ、1包括支援センター、1特養ホーム、1老人保健施設、1通所介護施設、4訪問看護ステーション、1保育園、2障害施設の21事業を運営し、約4,500人の職員が地域における保健・医療・福祉・介護事業に携わっています。

(以下は本会ケアプラザの外観写真)

<能見台>



<六浦>



<菅田>



<港南台>



地域ケアプラザ 基本理念

創立の精神である「施薬救療」の趣旨をうけ人びとが安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の連携を図り、地域に根ざしたきめこまやかな福祉サービスを提供します。

横浜市能見台地域ケアプラザ 基本方針

- 1 横浜市能見台地域ケアプラザは、地域でその人らしい普段の暮らしが保障され、自己実現を支える為に人としての尊厳を支援できるサービスを提供していきます。
- 2 基本理念を受け、地域の人びとが横浜市能見台地域ケアプラザを基点として、高齢、障害、子どもが共存でき共生できるような交流の場を提供していきます。
- 3 基本理念を受け、横浜市能見台地域ケアプラザが高齢者介護における介護予防、地域支えあい活動等の地域福祉活動の拠点となりえるようなサービスの提供に心がけます。
- 4 横浜市能見台地域ケアプラザは、地域福祉において済生会の理念である保健・医療・福祉の連携とネットワークを基盤とした地域ケアシステムが提供できるように努力していきます。



(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の実行状況

①

②

③

2 法人税等の滞納の有無

①

②

3 財政状況の健全性等

①

②

③

④

4 安定した経営ができる基盤等

①

②

③

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<基本的考え方>

- 横浜市の「公の施設」であることを念頭に、定められた人員配置基準を満たすとともに経験豊富でフットワークよくコミュニケーション力や協調性の高い人材を確保・育成します。
- 特に所長は、地域との関係も強く、施設・各事業の要であることから、地域福祉や地域支援について豊富な経験のある人材を配置します。

1 定められた人員を確実に配置します

- ①所長、包括職員等配置必須の職員を確実に確保・配置し、円滑な事業執行を実現します。
- ②介護保険事業の運営にあたっては、法令及び市の基準を遵守し、適切に配置します。

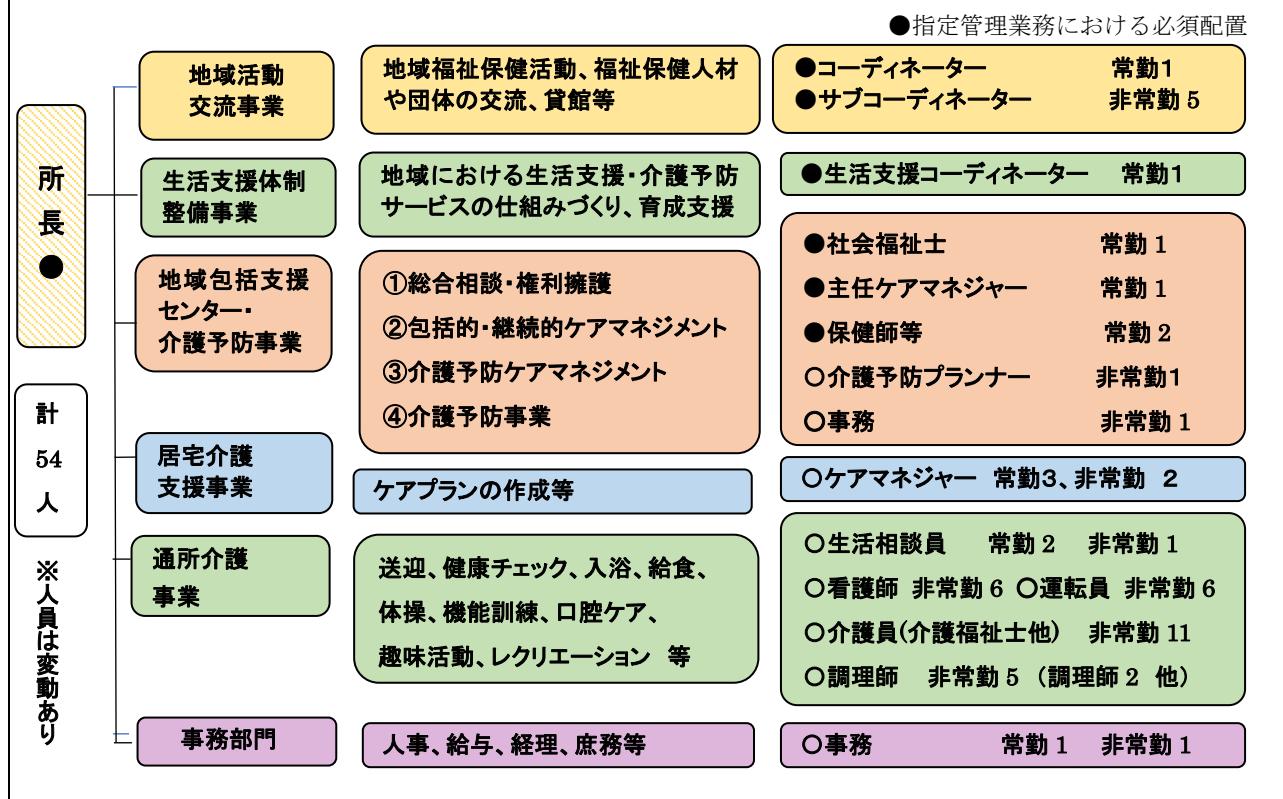
2 円滑な施設の管理運営に必要な人員を配置します

施設の開館時間を踏まえ、通常勤務（9時～17時30分）、遅番（9時30分～18時）、夜番（13時～21時）の3形態でローテーションを組み、円滑な施設管理と運営を実行します。

3 所長としての役割が認識でき、職員のチーム力を発揮できる人材を配置します

所長は、ケアプラザの責任者として、対外的には地域や関係機関等との良好な関係構築、内部的には全体をとりまとめ、施設、財務、人事・労務等幅広く対応します。これまでの職員との良好な関係を基盤に、引き続き所長としての役割が発揮できる人材を配置します。

必要な職員の確保、配置



(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

＜基本的考え方＞

- 「公の施設」に従事する職員として、公平、公正、中立に業務遂行でき、人の心に寄り添うことのできるハートフルで倫理観の高い人材に育成していきます。
- 「地域福祉の拠点」として、地域課題を的確にとらえ、職種間の専門性を發揮し、連携して取り組めるよう育成支援していきます。
- 対人援助の業務に従事しているという、使命感があり人の気持ちに寄り添い適切に対応できる人材として育成支援していきます。
- 法定研修はもとより全体、部門ごとで年間研修計画を定め、全職員を対象に以下の研修を実施し、職員の成長とサービス向上を目指します。
- 外部研修を積極的に受講できる職場風土としていきます。
- 法人内の人材を活用し、研修講師として招くほか、職員交流も取り入れていきます。

研修計画

1 研修計画に基づく職員の育成

研修計画は、全体、部門ごとで毎年度作成し、計画的に研修を実施し、業務知識の取得やスキル向上、マインド醸成など職員育成を進めます。

○ 人権研修	人権に関する意識の向上	年1回
○ 接遇研修	施設利用者等への応対技術の向上	年1回
○ 事故防止、リスクマネジメント研修 SAM（情報資産管理）研修	デイ等の事故防止、事故発生時対応に関する意識・技術の向上、情報セキュリティ等	年2回
○ 防災訓練、A E D研修 業務継続計画訓練、福祉避難所訓練	地域施設としての防災等意識の向上、初動対応の訓練等	年2回
○ 法令遵守・個人情報等保護研修	情報漏えい事故防止等意識の向上	年1回
○ 感染症、食中毒関連研修	夏の食中毒、冬の感染症防止意識の向上	年2回
○ 環境保護関連研修	地球温暖化対策、食品ロス、S D G s 等	年1回
○ 会計経理研修	社会福祉法人会計への理解を深める	年2回
○ 業務関連研修・課題別研修 ・認知症研修　・高齢者虐待防止研修 ・ケアマネジメント研修 ・介護技術研修　・成年後見制度研修 ・障害者関係研修・子育て支援関係研修	毎年の研修計画立案の中で、法定研修を含め、個別業務に関する様々な研修をどのようなテーマや内容で行っていくかを検討して実施	適宜テーマを変えて、定期的に実施

2 OJTを中心の人材育成と意識啓発で、職員の質を向上

横浜市が掲げる「地域ケアプラザ業務連携指針」を基本に、日常業務を通じて経験と知識を積み重ね、先輩等からの指導、助言を通じより質の高い業務遂行を目指します。各種会議等で入手した情報等を朝礼や所内会議で共有し、より広い視点で業務遂行する意識を醸成します。

3 内外の研修を活用し、キャリアを育てる

内部研修のほか、課題に応じた外部研修にも積極的な参加を奨励します。受講後は報告書を供覧又は自ら講師となり伝達研修を行い所内で共有することで全体の質の向上を図ります。

4 新採用職員の育成支援

新採用職員には、採用3か月以内に計画的に研修を実施していきます。地域ケアプラザの設置理念や他部門についても理解を深めるオリエンテーションを実施します。

5 資格取得支援

資格取得に係る費用の全額（一部）を助成し、職員のキャリア形成を支援します。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

＜施設管理の基本的考え方＞

乳幼児から高齢者まで誰もが安心して清潔で快適に施設が利用できることを目指します。



1 施設長寿命化の観点から、定期点検等の確実な実施と区への早期報告

- ①開館から 20 余年を経過し、建物や設備の修繕や不具合が多発していますが、年間計画に基づき専門業者に委託して各種設備のメンテナンスを定期的に実施し、不具合や故障が判明した際は、速やかに市へ報告し早期の修繕を実施、施設の長寿命化を図ります。
- ②各種法定点検等は、地区センターと分担し実施します。

2 職員による日常的な点検・清掃

- ①日常清掃では、毎日職員により館内巡視と簡易な清掃等を行います。館内巡視では機械室、ガス、水道メータ、消防設備、誘導灯、破損個所の有無等点検を行ったことを点検記録簿に記録し、両施設の責任者が確認します。またトイレは清潔維持を図るため、トイレ用スリッパ、うがい用の紙コップ、ハンドペーパー、アルコール消毒液を常置し、感染対策と衛生管理を徹底し、快適にご利用いただきます。
- ②施設内は上履き仕様のため、ご不便をおかけしないようスリッパを常備します。下足入れが乱雑にならないよう置き場所を明示します。また、スリッパは定期的に消毒を行うなど、快適にご使用いただけるようにします。

＜施設の維持管理・保守（各種法定点検等）＞

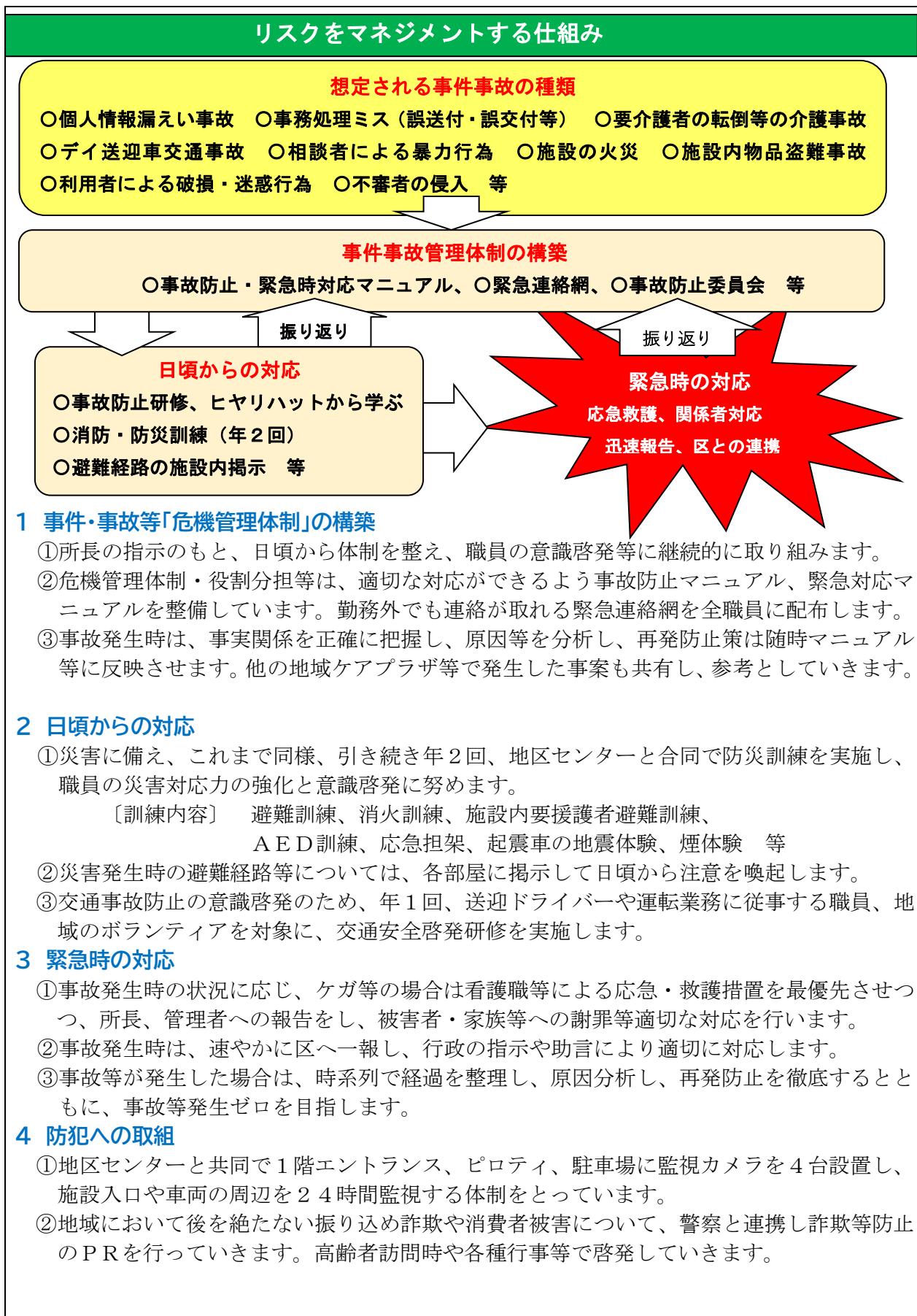
<input type="radio"/> 定期清掃	月 1 回
<input type="radio"/> 害虫駆除	年 2 回
<input type="radio"/> 機械警備	通 年
<input type="radio"/> 排水管清掃	年 6 回
<input type="radio"/> 自動ドア保守点検	隨 時
<input type="radio"/> 消防設備保守点検	年 2 回
<input type="radio"/> エレベータ保守点検	月 1 回
<input type="radio"/> 設備総合巡視保守点検	月 1 回
<input type="radio"/> 空調機器保守点検	年 6 回
<input type="radio"/> 冷熱源機器保守	適 時
<input type="radio"/> 受水槽洗浄・装置点検	適 時
<input type="radio"/> 中央監視装置保守点検	適 時
<input type="radio"/> 冷暖房機器保守	年 2 回
<input type="radio"/> 直流電源装置保守点検	年 5 回

3 安全で清潔な施設管理(感染症対策、衛生管理)

- ①厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、食中毒の発生を未然に防止し安全にサービス提供できるよう、毎日チェックリストにより安全を確認・記録します。また、調理員だけでなく、施設を利用する配食ボランティア、地域の方も対象に食品衛生講習会を実施し、具体的な対策の周知や意識向上に努めます。
- ②感染症対策マニュアルに基づき、手指消毒やうがいの励行、マスク着用を継続し、人の手の触れる場所等は定期的に消毒を行うなど基礎的な感染防止対策を継続実施します。特にデイリームでは、乾燥対策、雑菌除去、換気に努め、流行時には、利用者にもマスク着用にご協力いただきます。また、ノロ対策キットを常備し、毎年区主催の研修に出席し、嘔吐物処理、発生時対応等を学び、ノロ対策を適切に行います。
- ③デイの入浴サービスでは、レジオネラ菌による被害が発生しないよう浴槽の水は毎日交換します。また、浴槽、シャワーへッド及び洗濯室の給湯栓等は、月 1 回職員による安全点検を行い、年 1 回、専門機関により検査を実施します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。



(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<福祉避難所運営に関する基本的考え方>

- 災害時における福祉避難所の設置・運営のため、日頃からできる限りの準備を行います。
- 福祉避難所開設時は、区の指示に基づき、要援護者を受け入れ、区本部援護班、区社協（区ボランティアセンター）、本会の本部等、関係機関と連携しつつ、避難所の適切な運営を行います。

<福祉避難所とは>

- ①災害時、小中学校等の地域防災拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を受け入れるための二次的な避難所が「福祉避難所」です。
- ②福祉避難所への避難が必要な方は、区の専門職などが本人の状況や要介護認定の有無等を確認し、福祉避難所の受け入れ可否を調整したうえで、区役所が受け入れを決定します。
- ③当プラザは、平成17年4月1日に金沢区と協定を締結しており、横浜市から災害備蓄を預かり、保管管理しています。（水、食料、紙おむつ、エアマット、簡易トイレ、毛布等）

地域ケアプラザにおける福祉避難所に関する取組

1 発災時に備えた事前準備

①福祉避難所開設・運営マニュアルの整備・見直しと訓練の実施

これまで横浜市が提示した「指定管理者災害対応の手引き—指定管理者制度導入施設避難場所等開設マニュアル」をもとにマニュアルを常備していましたが、令和6年4月業務継続計画策定の義務化を契機に、業務継続計画との整合性を図る必要から、福祉避難所開設・運営マニュアルを改定しました。職員研修等でマニュアルの内容を共有し、シミュレーション訓練等を実施し適宜見直しを行っていきます。また、区役所等が実施する研修や訓練にも積極的に参加し、所内で共有していきます。

②職員の参集と安否確認の仕組み

福祉避難所の運営では、運営スタッフ等の確保が最も重要です。区防災計画では、福祉避難所の運営は施設職員が行うとされており、被災状況に応じて通常業務を縮小・中止せざるを得ない場合があり、速やかに復旧させるためにもスタッフの確保は欠かせません。

このため、当プラザでは、日頃から災害時、可能な限り速やかに全職員が災害対応のため、職場に参集することを周知しています。また、安否確認システムを活用し、年2回安否確認訓練を実施しています。現在、全職員の登録が完了しています。

③DCAT(災害派遣福祉チーム)による災害時応援システム(全国本部)

本会は、災害時に本部事務局に災害対策本部を設置し、被災情報の収集や被災施設応援、援助物資供給等の援助活動を行います。特に、本会独自にDCATという名称で、全国の福祉施設から被災地の福祉避難所等へ介護職員をローテーションで派遣する仕組みがあります。

④本会傘下の市内4地域ケアプラザによる災害時相互応援協定

本会地域ケアプラザのいずれかが被災した場合、他の地域ケアプラザ職員が応援に入るよう相互応援協定を締結しています。これにより応援要請の緊急連絡ができるよう安否確認システムを活用した連絡網をつくっています。

⑤区災害対策本部、区災害ボランティアセンター(区社協)との連携

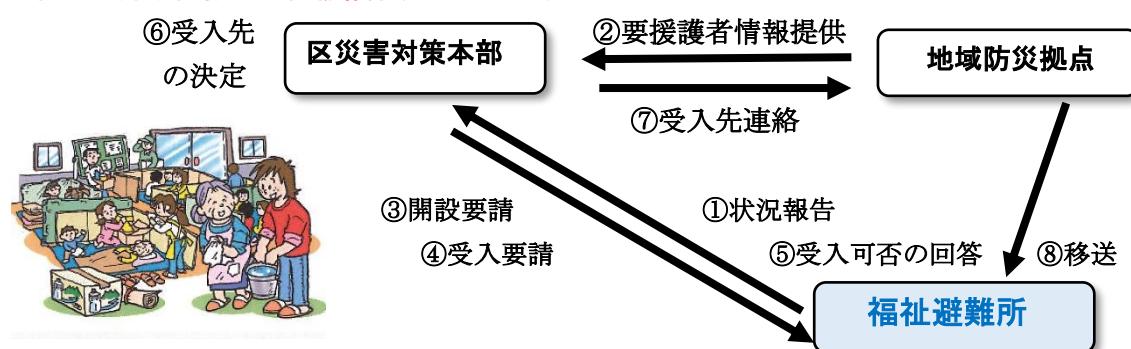
区災害対策本部（警戒本部）が設置され、福祉避難所の開設や要援護者受け入れ要請に、迅速、的確に対応できるように準備します。日頃から区内の災害対策や被害想定等の状況を把握し、区役所、区社協との良好な関係を構築しておきます。

被災時には、状況に応じて的確に対応していくことが必要となります。情報の入手や必要な物資・人材の手配など、区本部や災害ボランティアセンター、法人本部への要請も念頭に對処していきます。

⑥近隣施設との連携や学生へのボランティアの依頼など

近隣の福祉施設や地域住民と日ごろから災害対応に関する情報交換を行うなどして、福祉避難所に関して理解を深めていただけるよう働きかけを行います。また、福祉系大学、関連の介護支援事業所、実習生受け入れの機会に、災害時の協力についても呼びかけます。

＜福祉避難所開設及び要援護者受け入れの流れ＞



2 福祉避難所の開設・運営方法

- ① 所長、核となる職員が参集し、施設等被災状況を把握します。
- ② 災害対策本部を事務室に設置します。初動キットをもとに初動対応を行います。
- ③ 安否確認システム等を活用し職員・家族の安否や被災状況を把握します。被災状況に応じて参集を呼びかけます。
- ④ 各部門の利用者等の安否を確認し、必要な支援を手配します。
- ⑤ 区本部、済生会（県支部・本部）へ被災状況、職員参集状況等を報告します。
- ⑥ 福祉避難所運営スタッフを確保するため、関係団体等へ協力を要請します。
- ⑦ 区本部の要請を受け、福祉避難所を開設します。

受入にあたっては、要請の都度、被災者の状況等を把握し、調整、対応します。

また、長期化することが想定されるため、参集できる職員でシフトを組み、対応していきます。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

＜災害に備えるための基本的考え方＞

- 災害への対応は、自助(家庭等)、共助・近助(地域)、公助(行政)が基本です。
- 地域ケアプラザは、地域団体と協力して共助のために行動するとともに、区からの依頼に基づき、福祉避難所の設置等、公助の役割の一部を担います。
- 要援護者の安全確保かつ避難の遅れがないようエリア内要援護者の対応を行います。
- 感染症の発生についても、業務継続計画(BCP)に基づき適切に対処します。

1 災害発生に向けた日頃の備え

① エリア内・当施設で想定される被害の把握

エリア内は山坂が多くがけ地も点在しており、土砂災害、内水氾濫、液状化等のリスクが想定されます。また施設の特性、立地から、感染症対策並びに地震対策が最も重要とされています。日頃から金沢区防災計画、区防災マップ、土砂災害ハザードマップ等を紙ベースで常備し、被害想定を把握し業務継続計画(自然災害、感染症対策)、災害関係マニュアル等を整備しておきます。

② 要援護対象者(特に、人工呼吸器等利用者)の把握

当プラザが把握している介護保険の契約や一人暮らし高齢者見守り事業等の様々な情報から、災害時に支援すべき要援護者の情報(氏名、住所、緊急連絡先、服薬情報、支援すべき情報等)を、災害種別(風水害、土砂崩れ、大地震)に応じて支援すべき要援護者とその内容を整理しています。特に、発災時の停電に備えて人工呼吸器等電源が絶対必要な器具を使用されている方の情報・支援内容等を把握し、紙ベースでリスト化しています。今後も定期的に更新し把握しておきます。

③ 介護保険に関する災害時の特例扱い等の情報把握

大規模災害時には、介護保険制度について通常の手続きでは制度が機能しないことがあるため、特例的な扱いに関する通知が数多く国から発出されます。過去の取扱いを把握しておき、迅速に相談に対応できるようにしておきます。

④ 一人暮らし高齢者訪問事業への協力

民生委員による一人暮らし高齢者訪問事業に協力し、一人暮らし高齢者等の緊急連絡先や必要な支援内容等について把握しておきます。同意がある場合、その情報は自治会町内会にも提供し、災害時要援護者の見守り活動に生かしていただきます。

⑤ 業務継続計画・災害対応マニュアル等に基づく職員への研修と訓練、日頃の感染防止対策

業務継続計画、災害対応マニュアル等を研修や訓練で共有し、災害発生時の参集、要援護者支援への対応方法等について日頃から確認しておきます。また、感染症対応に関しては、日頃からマスク着用、手指消毒、うがいなど基本的な感染対策を励行し、発生防止やまん延防止に努めます。

2 災害発生時の対応

① 一人暮らし高齢者等、要援護者の安全確認

要援護者が避難できているか等確認し避難支援します。また、要援護者を自宅から避難させる場合は、区役所と協議して受入先を調整します。特に人工呼吸器等の電動器具使用患者等配慮が必要な要援護者の命を守るための支援を最優先に行います。

② 感染症の発生やまん延の防止に努め、必要な感染対策を行います

金沢区内の本会病院感染症対策室と連携し、具体的な対応や対策を行います。

③ 災害の状況に応じ、地域ケアプラザに求められる役割を、柔軟に果たします

災害の状況に応じて対応すべき事項が変わりますので、区災害対策本部の指示に従って、地域ケアプラザに求められる役割を臨機応変に、かつ柔軟に果たしていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザは、横浜市民の税金で作られた公の施設であり、介護事業部門以外は運営費が税金で賄われている公共性の極めて高い事業を行う施設です。
- 地域ケアプラザは、横浜市から指定管理者として指定を受けた民間事業者が運営しますが、私たち職員一同は、公の施設であり公共性の高い事業を行う施設であることを十分に自覚し、貸室を貸し出す際にも、介護事業を行う際も、常に、公正中立性を踏まえた対応を心がけていきます。

1 貸室の貸出時などにおける公正中立性

- ①貸室申込については、貸館利用マニュアルに基づき、随時申込順に予約を受け付けます。
- ②講座等の申込受付は先着順を基本とし、地域の方への公正中立性に努めます。
- ③また、ボランティア団体主催の事業等についても、地域ケアプラザで実施するものは、公正中立な内容と対応をお願いしていきます。

2 介護保険サービス事業者に対する公正中立性

(1) 地域包括支援センターとしての公正中立性

地域包括支援センターは、介護予防支援事業者として、地域ケアプラザ担当圏域内の要支援者の介護予防ケアプランを作ることが法で定められています。そのため、その運営について、以下の点について公正中立性が求められており、遵守します。

- ・要支援者のケアプラン作成の際、一部を居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業者）に委託できますが、委託先を選定する際、特定の事業所に偏らないこと
- ・介護予防ケアプランに位置付ける訪問介護や通所介護などの介護サービスについて、特定の事業所に偏らないこと

(2) 居宅介護支援事業者としての公正中立性

居宅介護支援で作成するケアプランにおいても、位置付ける介護サービスについて、特定の事業所に偏らないよう公正中立に運営します。

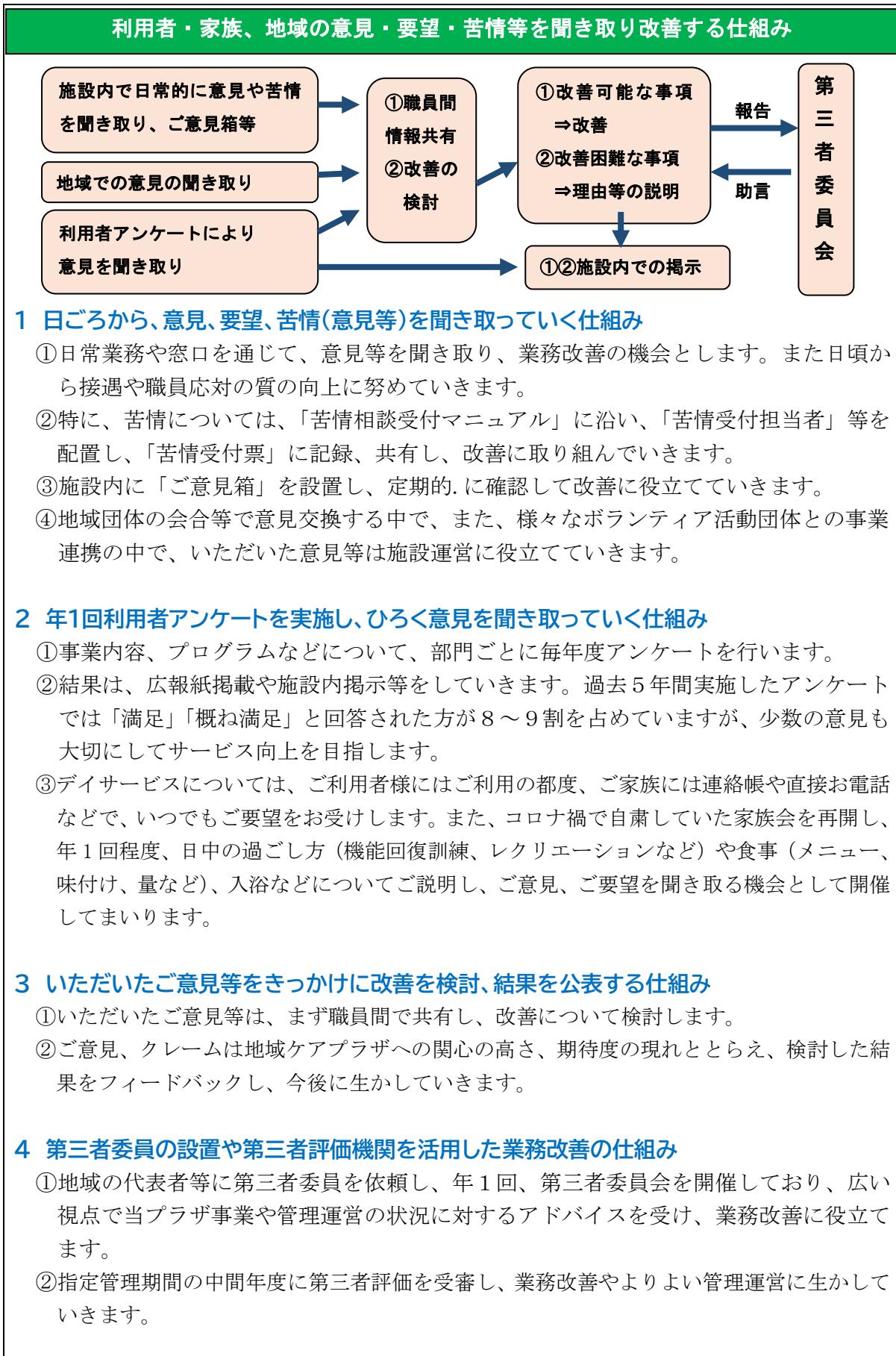
(3) 公正中立性を確保するための具体的方法

ケアプラン作成に当たっては、利用者・家族の意思を尊重し、専門職として必要なサービスを検討し、利用者自身がサービスを選択できるよう、公平中立な視点で複数の事業所を提示し、丁寧な説明を行います。

- ①ケアプランを作成する利用者・家族に対し、利用者等が居宅介護支援事業所を選択できるようハートページやサービス提供事業所のパンフレットなどによって複数の事業所を選択肢として提示します。
- ②介護予防ケアプランを委託する場合、委託先の居宅介護支援事業所の所在地や特徴などをできる限り丁寧に説明します。
- ③ケアプラン（介護予防ケアプラン）作成にあたり、介護サービスに訪問介護や通所介護等を位置付ける場合は、できる限り利用者・家族の方に介護サービス事業所の選択をしていただきます。
- ④事業所の決定については、利用者ごとに、提示したすべての事業所名、選択した事業所名とその理由等を記録し残します。
- ⑤介護サービス事業者に対する公正中立性が担保されているかどうかについては、定期的に横浜市に報告しチェックを受けます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報を保護する仕組み

個人情報保護
に関する
マニュアル

個人情報保護に関する具体的取組
○研修 ○P Cデータ保護対策 ○個人情報に関する誓約書
○記録媒体の施設外持出禁止 ○個人情報の取組の施設内掲示

コンプライア
ンス委員会

<基本的考え方>

- 横浜市施設の指定管理者であり、公共的な性格を有する法人である本会は、個人情報保護法等に基づき、また法令遵守並びにコンプライアンスの精神に則り、細心の注意を払って個人情報保護に取り組みます。
- 個人情報の漏えい防止のためには、すべての職員があらゆる場面で「決して漏えいしない」という強い意識を持ち、定期的な研修でその意識の向上に努めています。

1 個人情報の漏えい及び誤送付防止マニュアル

個人情報保護法の改正を受け、横浜市の取扱いも変更となったことを契機に、本会4地域ケアプラザ統一の規程に改訂しました。また、個人情報保護に関する具体的取組や責任体制、情報漏えい事故発生時の対応等についてマニュアルで定めています。今後も法改正や必要に応じ、隨時、見直していきます。

2 個人情報保護のための具体的取組

- ①個人情報保護研修（年1回）を全職員に実施し、個人情報チェックシートで各自確認し意識づけを行っていきます。個人情報漏えい案件が本会の類似施設や他施設で発生した場合、隨時、職員全員で情報を共有し意識向上を図っていきます。
- ②パソコンや電子データは施設からの持出禁止を徹底します。U S Bメモリは原則使用しません。閉館時はP Cや個人情報は鍵付きキャビネットに保管します。
- ③職員、委託業者、実習生から個人情報保護に係る誓約書の提出を求め個人情報保護について強い意識付けを行います。（退職後も同様として守秘義務を徹底します。）
- ④施設内に個人情報保護に関する方針を掲示し周知します。

3 個人情報保護推進委員会(コンプライアンス委員会)によるチェック

- ①毎月、個人情報保護推進委員会（コンプライアンス委員会）を開催し、日常の個人情報の取扱いをチェックし、事故防止に努めます。
- ②他の事業所で発生した個人情報漏えい事故を所内で共有し、参考とします。

4 法人の情報公開の取組

- ①本会ホームページ（以下HP）において法人全体の運営状況を、当プラザ窓口に当プラザの運営状況（事業計画書、事業報告書）を常置し、公開します。
- ②横浜市（よこはま福祉ナビ）やかながわ福祉情報コミュニティ等に最新情報を掲載し、当プラザHPを本会HPや本会傘下の金沢区の病院HP等とリンクを張りアクセス向上を図っています。
- ③施設内には毎年度の事業計画、事業報告等を自由に閲覧できるよう常置しています。市の情報公開条例に準じて、情報公開請求にも応じます。

5 人権尊重への取組

- ①児童、高齢者、障害者虐待について、様々な相談等の中から虐待の兆候についての感覚を研ぎ澄まし、区や関係機関、関係団体と連携して対応していきます。
- ②児童、高齢者、障害者虐待等人権に関する相談窓口を施設内に設置し、人権問題について地域へのPRに努めています。
- ③毎年、全職員を対象に、体験型の講座等も含めて、人権研修を実施していきます。認知症高齢者への適切な対応など人権尊重の具体的な内容を研修に組み込みます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

横浜市の重要施策を踏まえた取組

<基本的な考え方>

- 横浜市地球温暖化対策実行計画における脱炭素社会実現に向けて、温室効果ガスで特に割合の高いCO₂排出の削減を目指していきます。
- ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画に基づき、プラスチック対策や食品ロス削減を実施し、横浜市地球温暖化対策実行計画へも貢献していきます。
- 市内中小振興条例の趣旨を鑑みて、地域のまちづくりや雇用、災害時の助けあいなど地域社会へ貢献する市内中小企業のさらなる発展のため、地域ケアプラザとしてできる限りの経済的な協力をしていきます。
- 第5次横浜市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画の実現のため、性別にかかわらず多様な選択を実現できるよう努力してまいります。
- 指定管理者として、横浜市の重要施策の趣旨を踏まえ、施設を管理・運営し、各種事業や活動に取り組みます。

横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画の推進



環境への配慮・具体的な取組

エネルギー管理標準の励行

ごみの分別

資源等の節減

環境教育等

1 地球温暖化対策の推進

横浜市の目指す2050年までの脱炭素化の実現に向け、すでに照明の約8割をLED化し、節水器具を設置しています。引き続き当プラザエネルギー管理標準に基づき、資源、エネルギーの削減を習慣化し、励行していきます。



2 ごみの分別

ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画に基づき、「合同祭」や主催事業のほか、施設利用者に対してもごみの分別を呼び掛け、プラスチックごみの削減を図ります。施設内のごみは、横浜市ルート回収を利用し、減量化を図り適切な分別と資源化を徹底します。

3 資源、エネルギー等の節減と大量消費の見直し

- ①IT導入によるペーパレス化を図るとともに、カラー印刷は必要最小限とし、内部資料の裏面利用や「両面印刷」、「2 in 1」印刷を心がけます。
- ②事務用品等の購入時は、グリーン購入（環境にやさしい商品の購入）を原則とします。
- ③コピー用紙、トイレットペーパーは引き続き再生紙を利用します。
- ④利用者の方には快適にご利用いただくことが前提ですが、空き部屋等の照明や空調をこまめに消すなど、エネルギーの節減に努めます。また、夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを呼びかけます。
- ⑤デイサービスの給食では、栄養面のみでなく食材を計画的に調理し、残菜を出さないよう取り組みます。

4 環境教育(ECO意識の向上)

- ①環境への配慮について施設内掲示等を通じて利用者の方に理解促進を図ります。
- ②職員研修で省エネ、節電・節水、ごみ削減等を呼び掛け、ECO意識の向上を図ります。

市内中小企業振興条例に基づく中小企業への優先発注

- 1 市内中小企業の振興について、引き続き横浜市の条例に基づく取組に協力します。
- 2 横浜市入札有資格者名簿を活用し、市内中小企業者の受注機会の拡大を図ります。

男女共同参画推進に関する取り組み

横浜市男女共同参画行動計画(趣旨)

- ①「あらゆる分野での女性の活躍」とともに、「安全安心な暮らしの実現」という取組分野があり、ひとり親家庭の自立支援、DV防止、ハラスメント防止、困難を抱えたあらゆる女性への支援等が掲げられています。
- ②「男性・シニアの家庭生活や地域活動への支援」という取組分野では、男性の育児参加促進や高齢者の介護施設におけるボランティア活動支援などが掲げられています。

1 当プラザの取組

- ①ひとり親家庭やDVなど女性の様々な相談を受け止め、区役所や関係機関、民生委員等地域と連携して適切に対応していきます。
- ②子育て支援事業では、父親の参加も呼びかけます。
- ③よこはまシニアボランティアポイント事業の受入施設として、ボランティアを積極的に受け入れて行きます。
- ④男性やシニア層向けの自主事業を実施し、地域への参加を呼びかけ、地域での活躍を応援していきます。
- ⑤当プラザでは、残業しない職場風土が根付いています。引き続き働きやすい職場、ワークライフバランスを推進しています。職員採用にあたっては、性別にかかわらず、広く人材を求めていきます。

男女共同参画社会基本法

DV防止法

女性活躍推進法

横浜市男女共同参画推進条例

第5次横浜市男女共同参画行動計画

計画期間：令和3年度～令和7年度（概要版より）

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<令和5年度年間利用者数等>

総合相談	：相談者数 1, 520件（窓口483件、訪問131件、電話906件）
施設利用者	：開館日数 348日、年間延利用者数 14, 431人（1日平均約41人）
自主事業	：開催回数 547回、参加者数 4, 438人
デイサービス	：開業日数 307日、年間延べ利用者数 6, 517人
ケアプラン（含む介護予防）	：年間延べ利用者数 2, 009件

1 様々な方法による情報提供・PR

広報紙「なでしこ」、チラシ、ホームページなど当プラザ独自の広報媒体により、また、区の広報や民間の広報媒体等の活用により、当プラザの事業についてできる限りPRを行い、地域ケアプラザに親しんでいただくとともに、利用していただけるよう努めています。

2 総合相談に関する情報提供・PR

- ①地域の自治会・町内会、民生委員等各種団体に対して、地域ケアプラザが福祉保健の相談窓口であることをPRしていきます。
- ②区役所や関係機関と連携し、地域における総合相談窓口であることをPRしていきます。
- ③民生委員等とは75歳以上の一人暮らし高齢者訪問事業を共同で行っていますが、日頃、支援が必要な高齢者を把握した場合には、当プラザへつないでいただくよう依頼していきます。

3 貸室に関する情報提供・PR、施設貸し出し方法

- ①広報紙やエントランスの掲示ポスター等で当プラザの貸室の広報を行います。
- ②貸室の空き情報をホームページなどに掲載し、利用促進を図っていきます。
- ③施設利用団体（ボランティア）交流会などで曜日・時間帯別の利用率を伝え、効率よく利用できるよう促します。

4 自主企画事業に関する情報提供・PR

- ①自主企画事業を実施する際、事業のチラシを作成しPRに努めます。
- ②事業のチラシについては、施設内への掲示、町内会への回覧・掲示板への掲載依頼などを行うとともに、ホームページに掲載しPRに努めます。
- ③美術、音楽、手芸などを多岐にわたるテーマでの企画やペット写真展の実施、学校との連携など、これまで当プラザに来ることのなかった新たな利用者の開拓に努めています。

5 デイサービス等に関する情報提供・PR

- ①当プラザの広報紙「なでしこ」には毎回デイサービスだよりを掲載し、デイサービスにおける日常の過ごし方、季節ごとの行事などを伝えることにより、デイサービスのPRに努めます。
- ②利用者・家族の方から選んでいただけるよう、日頃から総合相談窓口や居宅介護支援のケアマネジャーと連携し、情報提供に努めます。
- ③利用者・家族などデイサービスの見学を積極的に受け入れ、PRに努めています。

6 居宅介護支援（ケアプラン、介護予防ケアプラン等を含む）に関する情報提供・PR

- ①地域包括支援センターと連携し、担当圏域内の介護予防ケアプラン作成の委託を受けることで、要介護状態になった時にも、利用者とその家族を多方面で支援できることをPRしていきます。
- ②病院からの退院調整等の相談においても、地域ケアプラザがケアプランを作成することで、多職種と連携し、安心して在宅介護サービスの準備が整えられることについてPRしていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

＜相談に関する基本的考え方＞

- 高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等の対象を問わず、本人またはその家族等の相談を受け止め、関係機関と連携し、適切な支援につながるよう対応します。
- 困りごとを抱えた方が最初に気軽に相談できる地域の身近な福祉保健の拠点として、様々な相談、問合せに関しても必要な情報を提供し、適切な専門機関へつなげていきます。

1 高齢者の分野

- ①高齢者等の相談窓口機能について、ホームページや定期的な広報紙「なでしこ新聞」を通して周知します。
- ②窓口に来ることができない方については、必要に応じて訪問し状況を確認するなど、安心して在宅生活が続けられるよう相談に応じます。
- ③区役所、区社協、病院、各施設、介護保険サービス事業者等、地域の社会資源と日頃よりネットワークを構築し、随時スムーズな連携が図れるよう取り組みます。
- ④民生委員や地域の自治会・町内会、関係団体等を通じ、日頃より連携を図ることで地域住民がいつでも相談しやすい関係構築をはかります。また、職員が地域のサロンや会合に参加することで地域の方が安心して相談できる環境や関係をつくります。

2 子どもの分野

- ①子育てに関わる相談は、親子の広場、育児教室の開催中に養育者から受けることが多く、区子育て支援者や地域子育て支援拠点、区保健師との連携によって適切な対応をしていきます。
- ②毎年行われる地区別健やか子育て交流会にて、区保健師、主任児童委員、幼稚園、保育士、保健活動推進員などと引き続き連携体制を構築し、地域における子育てに関わる課題、情報の共有を図り相談者へ適切な支援や情報提供ができる環境を整えます。
- ②児童虐待に関しては、必要に応じ、区や主任児童委員と協力して対応するほか、児童虐待防止月間等のオレンジリボン運動の取組等の中で児童虐待防止の啓発をしていきます。

3 障害者の分野

- ①障害認定や障害に関する具体的な制度については、必要に応じ、区役所や基幹相談支援センターにつなぎます。
- ②障害支援事業にて参加者から得た相談や悩みについては、当事者ボランティアや、発達支援ネットワーク「てくてく」、自立支援協議会など、様々なネットワークを使い解決に向け取り組みます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザの仕組み

相談・助言・調整事業 (高齢、障害、子育て等)

地域活動交流事業 (貸館、自主事業、ボランティア育成)

生活支援体制整備事業 (地域活動の創出・支援等)

地域包括支援センター事業

- ①総合相談支援（高齢者）業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④介護予防ケアマネジメント事業

○居宅介護支援事業

(ケアプラン)

○介護予防支援事業

(介護予防プラン)

○通所系サービス

(デイサービス等)

- 相談・助言・調整事業、地域活動交流事業 ⇒ 横浜市単独事業（市の指定管理料で運営）
- 生活支援体制整備事業、地域包括支援センター事業 ⇒ 国事業（市の指定管理料で運営）
- デイサービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ⇒ 国事業（介護報酬等で運営）

＜各事業の連携に関する基本的考え方＞

- 地域ケアプラザ内の地域包括支援センター、地域活動交流事業、居宅介護支援、デイサービスの各事業は、日常的に緊密な連携、情報共有を行っていきます。
- 連携・情報共有によって、地域ケアプラザ全体として、個別利用者へのより良いサービスを提供するための「個別支援」、様々な地域活動への協力・支援を行う「地域支援」を検討、進めていきます。

1 各事業が情報共有するための方策(主な連携方法)

- ①各事業が相談事業等、様々な場面で把握した個別課題について、必要な場合は、直ちに他の部門へつなぎ、課題解決についてともに検討していきます。
- ②各事業が把握した地域の情報等は、月1回開催される各所内会議（管理者・責任者会議、職員会議、5職種会議等）で情報共有していきます。
- ③地域ケア会議において、当プラザエリアの4地区の連合町内会、地区民生委員・児童委員協議会（以下「地区民児協」という）、地区社会協議会（以下「地区社協」という）等の活動団体の代表者間とテーマに基づき意見交換・情報交換を行います。
- ④地域の誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりとして、「サロンあおぞら」（月1回）を、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、包括支援センターの5職種で連携して開催し、それぞれの立場、専門性での気づきを共有し各事業に活かします。

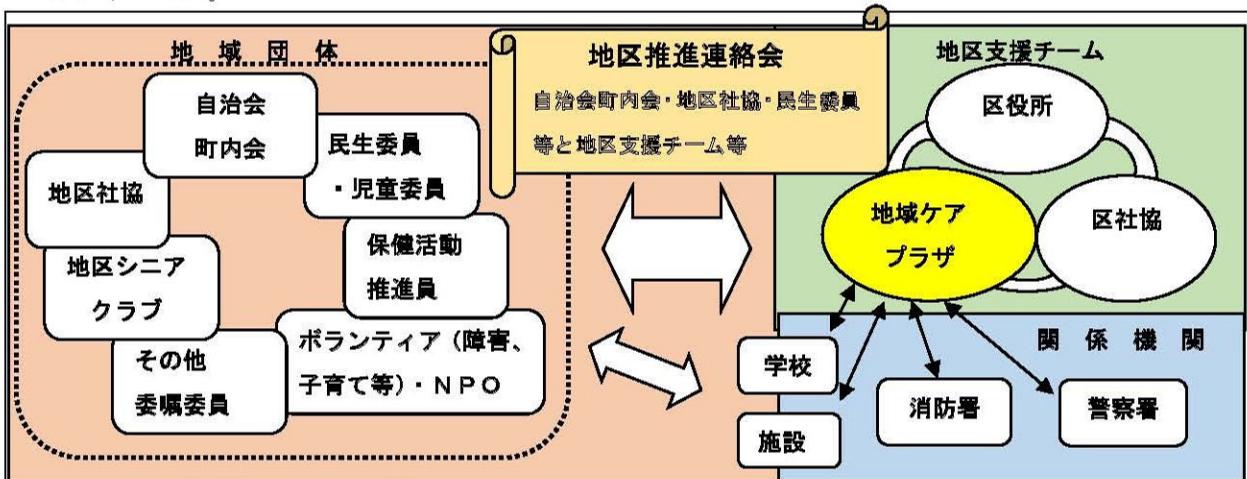
2 関連施設(地区センター)との連携

- ①併設する能見台地区センターとは適宜、館長・所長会議を行い連携していきます。
- ②大規模な施設のお祭りである「合同祭」の開催、防犯・防災体制に関する共同の取り組み、建物の設備管理委託の一体化、定期的な連絡会議によって、引き続き連携していきます。

※地区センターとの連携については、6頁をご参照ください。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。



※ 地域ケアプラザにとって、地域団体との連携はもとより、区役所、区社協、関係機関等との連携が大変重要です。区役所、区社協、関係機関との連携については、5頁をご参照ください。

＜基本的考え方＞

- 地域における各団体との連携を、以下のような方法で深めていきます。
- そのうえで、各団体の情報を他の団体と共有したり、各団体が参加する行事や会議の場に参加することなどにより、地域におけるネットワークの強化を図っていきます。

1 自治会・町内会及び地区社協との連携

地域の団体の中でも要である自治会・町内会とは、地域の行事の参加、当プラザ行事への協力依頼等様々な場面を通じて連携・協力していきます。また、地区社協主催のお祭りへの出店や開催準備の手伝いなどを通じて、日頃から連携・協力していきます。

＜地域のお祭り＞



2 民生委員・児童委員との連携

介護予防事業、一人暮らし高齢者等の見守り事業、子育て支援事業、消費者被害防止の啓発活動、必要に応じた高齢者虐待ケースやDV、児童虐待ケースへの対応など、様々な事業を通じて情報共有とともに、様々な事業実施に際しても連携・協力をに行っていきます。

3 保健活動推進員との連携

当プラザと共に、地域のイベントや、商業施設などで健康チェック、毎月一回の「楽しいボッチャ」を開催するなど、健康づくりに関する連携・協力を行っていきます。

4 その他、ボランティア団体等との連携

当プラザを利用するボランティア団体等とは、地域行事への参加、「合同祭」への参加、当プラザ自主企画事業での協力依頼など様々な形で連携・協力を行っていきます。

5 学校その他関係機関との連携

地域行事、学校行事等への参加を通して関係機関との連携を行います。学校とは、福祉体験学習や施設見学・職業体験受け入れを通じて、消防署とは防災訓練を通じて、警察署とはオレオレ詐欺の防止のための啓発や認知症、一人暮らし高齢者等の見守り・発見などを通じて連携していきます。

＜小学校福祉教育＞



オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

令和6年度
金沢区運営方針
基本目標

地域の皆様と共に考える、挑戦する、つくる！
～訪れたい、住みたい、住み続けたいまち 金沢を目指して～

＜目標達成に向けた4つの施策＞

特に地域ケアプラザに関連があると思われる事業を要約して以下に記載します。

1 子ども・子育て～子どもが健やかに育つまち～

- ◇子育て支援事業（プレパパ・プレママ教室、育児教室、相談事業）
- ◇地域子育てネットワーク事業
(地域子育て支援拠点・関係機関・行政との連携、子育てしやすい地域づくり推進等)

2 まちの魅力づくり～多様な主体等と連携した魅力あるまち～

- ◇金沢まつり事業（金沢花火大会、いきいきフェスタへの協力、支援等）

3 暮らしの安全・安心～区民の皆様との協働による安全・安心なまち～

- ◇防災訓練・消費者被害や悪徳商法による詐欺被害への注意喚起（生活安全課との連携）

4 福祉保健の推進～健やかに住み続けられる支えあいのまち～

- ◇金沢区地域福祉保健推進事業（誰もが安心して健やかに住み続けられる支えあいのまちづくりを目指し、第4期金沢区地域福祉保健計画を推進します。）
- ◇ポジティブエイジング応援事業（金沢区元気づくりマイスター養成講座、オリジナル介護予防体操DVD配布などの協力、支援等）

区 行 政 と の 連 携

＜基本的考え方＞

○区役所と様々な場面で連携しつつ、区が重要施策として掲げる子育て、健康づくり・介護予防、防災などの事業に積極的に取り組んでいくとともに、金沢区地域福祉保健計画の推進のために、地域支援チームと連携し、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

※区役所・地域支援チームとの連携は5頁、地域福祉保健計画の推進は27頁をご参照ください。

1 子育て支援事業について

- ①子育て不安を少しでも軽減するため、また親子愛の醸成、居場所づくり、親同士の友達づくりのために、幼少期や思春期の子育て講演会、親子絵本選び講座や子育てサロン等を定期的に行います。
- ②子どもを預かって欲しい方と預かる方をつなぐ子育てサポートシステム（横浜市事業）に協力するため、入会説明会や研修を定期的に行います。
- ③民生委員や区、関係機関等と連携し、児童虐待防止のための見守り等の取組を行います。
- ④子育てに関する情報を発信するとともに、相談を受け止め適切な支援拠点につなげます。

2 誰もが健康で生きがいを感じられる地域の実現

- ①高齢者の健康維持、介護予防のために、筋力アップ体操教室や健康麻雀教室などを行うとともに、医師等による医療講演会を定期的に行います。
- ②地域のサロンなどに出向き、認知症を正しく理解するための普及啓発や、認知症予防に効果のある、スリーAやコグニサイズの事業を、地域と連携して実施していきます。
- ③要援護高齢者を支えるため、サロン等、高齢者の居場所づくりを進めるとともに、医療介護連携のために、医療関係者と地域包括支援センター専門職・ケアマネジャー等との情報交換会や研修会を定期的に行います。

3 防災力、災害対応力アップ

災害関係は14～16頁をご参照ください。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第4期 金沢ささえあいプラン 金沢区地域福祉計画

〈基本理念〉 誰もが安心して健やかに住み続けられる 支えあいのまちづくり
～知る♥つながる♥地域でかがやく～

第4期 地区別計画における各地区の推進目標

担当地域の各地区が策定した地区別計画の推進目標と項目を以下に抜粋します。

【金沢東部地区】 ハッピーエリア超高齢＆少子化を見据え 明るく元気で暮らせる地区に	【能見台地区】 優しく、心豊かな子供の成長を育み、 高齢者にやさしい街
<ul style="list-style-type: none">・子育て支援子育てママ・パパへのサポート・高齢者支援 いきいきライフへのサポート・地域格差解消のための取り組み	<ul style="list-style-type: none">・笑顔あふれる街・安心して暮らせる街・地域情報が共有できる街・助け合える街・協力し合える街
【金沢中部地区】 出会い・ふれあい・支えあい ～安全・安心に暮らせる街	【富岡西・能見台地区】 心地よく暮らせる街 ～明日が待ち遠しい街・高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせる街づくりを進める
<ul style="list-style-type: none">・見守り、助け合う安心安全のまちづくり・出会いとキッカケで交流する地域づくり・ふれあいつながる支えあいの仲間づくり・情報共有、発信し人を育む仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・地域の福祉に関する情報の共有化を進める・安全・安心な街づくりを進める・世代間交流が活発な街づくりを進める・健康で過ごせる街づくりを進める

＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザは、地域の身近な福祉保健活動の拠点として、区計画及び地区別計画の策定・推進について区役所、区社協、関係機関と共に取り組みます。
- 業務や地域とのつながりを通して把握した、地域課題の解決に向けた活動や、地域での見守りや支えあう仕組みづくりを行うなどの地域支援の中核的な役割を担います。

1 地域福祉保健計画の推進と地域主体の地域づくりが使命と考えます

- ①地域福祉保健計画を推進するために、地域ケアプラザ各職種の専門性を活かして、地域住民・区役所・関係機関等との協働による課題把握・解決への取り組みを進めます。
- ②各地区の住民が目指す地域像を共有し、その達成に向けて、地域ケアプラザが果たすべき役割を確認して継続的に地域支援を推進します。

2 地域支援チームの一員として連携し課題解決に取り組みます

- ①地域支援チームとして区役所・区社協・地域ケアプラザは、地域の課題を住民目線で捉え、地域情報の共有及び課題の解決を図ります。
- ②地域支援チームの一員として、チーム会議等に積極的に参加し、日頃の事業活動の中で把握した地域の情報を提供するとともに、区役所や区社協の情報を共有し、連携を強めます。
- ③様々な機会をとらえ、地域課題の解決に向け継続的に協議していきます。

3 地域との連携により、地域福祉計画に掲げられている事業・活動に取り組みます

- ①高齢者支援、子育て支援、障害者支援に関する様々な自主企画事業を行います。
- ②高齢者、子育て、障害者に関する様々な情報を地域に発信・啓発に努めるとともに、関係機関、区役所等と連携して対応していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

＜自主企画事業についての基本的な考え方＞

- 地域のニーズや課題を意識し、高齢者、子ども、障害者、その他養育者、働き世代を含む地域に暮らす全ての方が孤立することなく参加できる事業を企画実施します。
- 全ての自主企画事業において、キーパーソンとなる人を見極め、自主活動化に向けた働きかけを行います。
- 各事業が自主活動化するまでの一定期間は、ケアプラザとして支援していきます。

1 高齢者向け事業、介護予防事業、健康づくり事業について

高齢者が心身ともに健康な生活を続けられるよう、介護予防事業、健康づくり事業、交流の居場所づくりに取り組みます。

主 な 取 組	事業名	内容・目的
	サロン「あおぞら」	音楽サロン・居場所づくり、高齢者の安否確認
	雀の学校	健康麻雀・交流、認知症予防
	音読サロン	音読・交流、認知症予防、口腔フレイル予防
	能見台フィットネスファン	健康新体操・フレイル予防、健康づくり
	クラフトバンドを楽しもう	手芸・居場所づくり、認知症予防、交流

＜サロンあおぞら＞



2 子育て支援関連事業について

金沢区子育て支援の協働の指針に基づき、健やかな子どもの育成を目指し、子育てしやすい地域づくりを行います。

主 な 取 組	事業名	内容・目的
	にこにこ広場	未就園児親子の広場・交流、居場所、親子の愛情醸成
	ファーストブックの選び方	司書による講座・交流、乳幼児の養育者支援
	おもちゃ病院	ボランティアによるおもちゃ修理・子育て支援
	小学生対象の事業	トールペイント、フリーアレンジメント、書初め・交流、子育て支援

＜にこにこ広場＞



3 障害関連事業について

当プラザ近隣には障害者施設も多く、障害の社会モデルの理解を目指し、障害がある人もない人も共に交流できる暮らしやすい地域づくりを行います。

主 な 取 組	事業名	内容・目的
	ハッピー.Popup	余暇活動・交流、居場所、障害児者支援
	スマイルカフェ	障害児者と家族のサロン・交流、情報交換の提供

＜スマイルカフェ＞



4 自主活動化について

全ての事業において、地域住民の皆様による自主活動化を目指し、サポート、アドバイスを行っていきます。ただし、障害関連事業など当事者の自主運営が困難と思われる場合は当プラザ事業として継続するなど柔軟に対応します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

駅から近く、地区センターとの複合館という相互効果に恵まれていていることもあります。施設の利用率（利用者数）は大変高くなっています。コロナ禍では利用自粛により利用が減ったものの、徐々に以前同様の活気をとりもどしています。

＜貸室の利用件数の推移＞

	5年度	4年度	3年度	5年度 時間帯別			
				午前	午後1	午後2	夜間
多目的ホール	864	767	627	273	271	245	75
調理室	379	342	269	118	154	103	4
ボランティアルーム	489	410	313	148	203	137	1
地域ケアルーム	172	135	148	91	41	40	0
合 計 (件)	1,904	1,654	1,357	630	669	525	80

＜基本的な考え方＞

○地域ケアプラザが福祉保健活動の拠点であることをひろく周知し、地域に親しまれる施設となるよう努めています。

1 様々な媒体による広報

当プラザ広報紙「なでしこ」やホームページを利用し広報を行い、貸室の利用者が増えるよう呼びかけています。空室状況も広報します。

(広報紙は施設内配布、公共施設へ配布、町内会単位の回覧や配布、掲示板への掲示依頼等)

また、ホームページは、ウェブアクセシビリティに対応できるよう、令和7年度中改修に向け現在検討に着手しています。



2 来館者への広報

各種自主企画事業の参加者への広報や、施設掲示板等での掲示により広報します。また、施設の利用方法、空室状況の掲示を行います。利用団体紹介カードを使い、様々な活動団体が利用していることを来館者に伝えます。

3 区の広報誌への掲載による広報

自主企画事業や区との共同事業等を広報よこはま金沢区版への掲載を依頼し、来館者を増やしていくことで、地域に開けた施設であることを周知していきます。

4 サブコーディネーター会議

定期的に地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター、所長、事務職員が参加し、地域活動交流の事業の確認、普段の業務での意見交換を行い、利用者が快適に利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

広報以外の利用率向上や効率的な施設貸出の方法等

- 毎年開催している施設利用団体（ボランティア）交流会にて、時間帯、曜日、部屋ごとの利用率を開示し、予約が取りやすい曜日、時間帯をお知らせし利用促進を図ります。
- 様々な世代、様々な趣味嗜好に応えられるような企画を考え、地域ケアプラザに馴染みのない方たちにも地域ケアプラザを周知していきます。
- 職員は定期的に空気の入れ替えや清掃を行い、清潔感があり、気持ちよく使っていただける施設であるよう維持していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

コロナウィルス感染症の感染防止対策もあり、デイサービスや事業におけるレクレーションボランティアの受入れができない状況が続きました。

令和5年度はコロナ感染症が5類に移行したものの、以前より受入れ（活動）件数が少ない状況です。

＜ボランティア活動等団体と個人の登録数（5年度実績）＞

	登録数	活動実績（延べ数）
ボランティア登録（団体）	56団体	10回
ボランティア登録（個人）	165人	1,187人

1 地域ケアプラザとしてのボランティアの登録、育成

- ①地域ケアプラザにおいては、当プラザで実施している各団体の活動の場や、地域交流、生活支援の自主事業、地域包括支援センターの事業等にボランティアが参画している場で、積極的に新たな担い手の確保を依頼します。
- ②区社協、区内地域ケアプラザとの協働で大学生ボランティア育成講座を実施し、若い世代のボランティアの発掘・育成を行っていきます。

2 認知症サポーター養成講座の取り組み

- ①高齢化が進んだ地域において、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター専門職、地域活動交流コーディネーターが連携して、地域、学校、職域向けなど、様々な対象に対し、認知症サポーター養成講座を開催していきます。
- ②地域全体が認知症サポーターとなるように、キャラバンメイトを対象とした連絡会や研修にも参加し、キャラバンメイトの育成や支援を行なっていきます。

3 自主企画事業によるボランティア育成と活動の自主活動化の促進

- ①ハッピーポップやスマイルカフェなどの障害者支援事業を開催するなかで、「ボランティアハンドブック」を配布し、障害のある方を支援するボランティアの育成に努めています。
- ②手打ちそば教室、あおぞらサロン、フラワーアレンジメント講習など、登録団体を積極的に自主企画事業への協力をお願いし活躍の場を広げます。また参加者がグループ活動として自主化していくよう支援していきます。地域行事への橋渡しもいたします。
- ③ボランティア交流会を開催し、ボランティアのネットワーク化に取り組んでいきます。



4 シニアボランティアポイントの登録研修

市の介護支援ボランティア「シニアボランティアポイント」事業に参加し、施設や地域でのボランティア活動がより活発となるよう、シニアボランティアの登録研修会を行います。

5 学校への福祉教育の実施

富岡地域ケアプラザや西柴地域ケアプラザと協力し近隣の学校への福祉教育、介助体験を実施いたします。福祉教育を通じ、幼いころから福祉やボランティアへの関心を醸成します。

6 区社協との連携

区社協が金沢区全体のボランティアセンターの役割を担っていますので、隨時、情報交換や連携を通して、ボランティア活動の支援・育成に取り組みます。

工 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<令和5年度末における活動団体登録数>

福祉保健活動団体（区分Ⅰ） 福祉支援を必要とする住民の自助活動及び支援活動団体	27団体
福祉保健協力団体（区分Ⅱ） 福祉保健活動、地域貢献活動のボランティア実施団体	33団体

<担当地域内の人材>

自治会・町内会、地区社協、民生委員・児童委員、保健活動推進員、シニアクラブ、食生活改善推進員ほか、地域にて活動している団体代表者

地域における活動団体や人材等の情報収集・把握

1 地域ケアプラザへの登録時に把握

- ①貸し室の申込時に、福祉保健活動団体（高齢者、障害者、子育て支援等の当事者団体）、福祉保健活動協力団体（地域各種団体や福祉保健ボランティア団体）の登録を行っていただき、そこから団体名、活動内容、会員数等を把握していきます。
- ②当プラザのボランティア登録時に情報（氏名、住所、希望活動内容等）を把握します。

2 地域の各種団体等における人材の把握

- ①地区連合会、自治会・町内会等との連携により、人材を把握していきます。
- ②各地区の民生委員等各種委嘱委員団体等との連携の中で、人材を把握していきます。

3 関係機関との連携による活動団体や人材の把握

- ①区社協による福祉保健活動団体への補助金申請状況等から団体情報を把握していきます。
- ②金沢区民活動支援センターが把握する情報（団体やまちの先生の情報）を把握していきます。
- ③金沢区地域子育て支援拠点「とことこ」との連携により、横浜子育てサポートシステム登録会員に係る情報を把握していきます。

4 介護に関して地域を支える人材の把握

- ①ボランティア交流会などへの参加により、地域を支える介護人材を把握していきます。
- ②認知症サポートーやガイドボランティア講座を通して人材を把握・育成していきます。

地域における活動団体や人材等情報の活用・情報提供等

1 地域や関係団体、関係機関への情報の活用

- ①地域団体等が事業実施の際、把握した情報を提供し、事業の実施を支援していきます。
- ②区役所や関係機関との連携の中で把握した情報を提供し、円滑な事業の実施に役立てます。

2 地域ケアプラザ事業における情報の活用

当プラザで事業を実施する際、把握した団体や人材の情報を活用していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

＜生活支援体制整備事業とは＞

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、周りの方々とつながり、共に活動して助けあいながら生活することができる基盤があり、その上で必要な医療・介護・その他生活支援サービス等が受けられる状態であることが大切です。
- 生活支援体制整備事業では、人とひととのつながり・支えあいの地域づくりを中心に、民間企業やNPO法人などを含めた様々な、多様な主体と連携をとり、生活支援・介護予防・社会参加のある地域づくり、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める事業です。「交流・見守り・支えあい」の三つの要素を基礎として生活支援体制整備事業を進めます。

＜基本的考え方＞

- 住民による支えあいのある地域づくり、地域の福祉保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、地域の課題を明らかにするためにケアプラザのあらゆる機能あらゆる場面を通じて、高齢者の生活上のニーズを把握していきます。
- 地域の課題や目標を共有して、一人ひとりに対する支援と、一人ひとりを支える地域に対する支援を一体的に展開できるよう地域ケア会議、地域支援チーム会議等において、ニーズを分析していきます。

- ①生活支援コーディネーターは、誰もが孤立することなく、一人ひとりの困りごとを受け止め、住民同士が支え合う地域づくりに向けて生活支援体制整備事業を進めます。
- ②地域ケアプラザの各部門の職員は、様々な活動場面で、高齢者のニーズや地域のニーズに日常的に触れていますので、それらの活動の中から、高齢者等のニーズを汲み取り、生活支援コーディネーター等と共有していきます。
 - ・地域包括支援センター窓口での相談や訪問の中から
 - ・地域活動交流、地域包括支援センターの自主事業や出張講座の中から
 - ・民生委員、保健活動推進委員等地域団体との協働での取り組みの中から
 - ・地区社協等の委員会・各部会との協働での取り組みの中から
 - ・地域におけるシニアクラブ等との共催事業などの活動の取り組みの中から
 - ・地域包括支援センター職員等による地域における様々な説明会等の中から
 - ・ケアマネジャーによる要介護者・家族への個別支援の中から
 - ・通所介護事業における利用者・家族とのふれあいの中から
- ③以下のとおり様々な機会、場を通じて住民から高齢者等のニーズを把握します。
 - ・地域包括支援センター窓口での相談や訪問の中から
 - ・地域活動交流、地域包括支援センターの自主事業や出張講座の中から
 - ・民生委員、保健活動推進委員等地域団体との協働での取り組みの中から
 - ・地区社協等の委員会・各部会との協働での取り組みの中から
 - ・地域におけるシニアクラブ等との共催事業などの活動の取り組みの中から
 - ・地域包括支援センター職員等による地域における様々な説明会等の中から
 - ・ケアマネジャーによる要介護者・家族への個別支援の中から
 - ・通所介護事業における利用者・家族とのふれあいの中から
- ④地域ケア会議等で課題となったテーマを、協議体として共有していきます。また、地域住民・区役所・区社協・地域活動団体など、関係者間において意見交換を深め、日常生活での困りごとや、今後の生活において不安な事などを共有します。
- ⑤課題解決に向けては、必要な地域資源の充実を図っていくために、地域人材を発掘し、事業者や専門機関とも連携しながら、必要な人に必要な支援が届けられるよう、地域住民とともに様々な仕組みを作っていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

＜基本的考え方＞

- 多様な主体による地域活動が広がることを目標に、地域ケアプラザのあらゆる機能、あらゆる場面を通じて、地域貢献活動の推進に向けた社会資源を、把握・分析していきます。
- インフォーマルサービス(※)も含め把握した社会資源等をリスト化し、更新等を継続し、地域活動団体、関係機関と共有していきます。また、情報の周知についてAyamu(ヨコハマ地域活動サービス検索ナビ)の活用を進めています。
※公的な介護保険サービスでない、地域団体等による福祉活動・サービス

- ①地域ケア会議や地区推進連絡会など地域の会議や会合の場に積極的に参加し、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等の地域のキーパーソンや地域情報の収集に努め、5職種で情報共有します。
- ②地域の自治会・町内会等で行う事業等を把握し、地域の特徴や強みを活かした事業・活動の支援に取り組みます。
- ③地域情報に基づいた社会資源の分析や、他の地域も含めた様々な活動団体等による取り組み事例、公開されている各種データ等を活用し、多様な主体による活動と地域のつながりが促進するよう、地域主体の活動目標の設定や既存団体の支援を図ります。
- ④横浜市・区役所や区社協の方針に基づき、社会資源情報リストとしてAyamu(ヨコハマ地域活動サービス検索ナビ)への情報収集や更新作業を継続して行います。

～生活支援体制整備事業との共催事業及び各地域活動団体等への事業支援の様子～ 〈理学療法士による健康講話〉 〈健康体操講座の継続支援〉 〈シニアクラブでのボッチャ〉



〈専門家による健康指導〉



〈音楽を取り入れた健康講話〉



〈高齢期における経済の話〉



ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

＜基本的考え方＞

- 毎年各地域における課題を検討するため、地域の現状にあわせたテーマを設定し、各地区的代表の方々に集まっています。意見交換・情報共有を行ってまいります。
- 各地域の地区推進連絡会や身近な地域支援を考える機会として、研修や講座などを継続して行うことで、目指すべき地域像の共有・実現に向けた共通認識を図り、協働により解決するための基盤づくりを推進いたします。

※地域ケア会議詳細については41頁に記載しています。

- ①地域ケア会議では、協議体としてテーマを共有します。そこで出されるご意見や細かな情報から、地域のニーズの把握・検討を行います。

当プラザの担当地域は、山坂が多いエリアのため、「坂の多い住宅地・コロナ禍での介護予防・社会参加」をテーマとして、新しい生活様式を踏まえた活動について、地域住民と共に考える機会を設けてきました。会議実施後には、地域包括支援センターと連携し、各自治会・町内会を対象に、坂や階段を利用したウォーキング講座を実施しています。

〔令和2年度〕 谷津坂五町会 〔令和3年度〕 片吹団地自治会
〔令和4年度〕 堀口町内会 〔令和5年度〕 西柴町内会

- ②今後も、協議体「地域ケア会議」を活用して、地域の生活支援の仕組みづくりに向け、働きかけ、取り組んでいきます。

◆令和5年度「地域ケア会議」による地域課題解決への取組

金沢中部地区を対象として地域ケア会議を開催しました。移動販売等をテーマに地域の幅広い方々に参加していただき、大変活発な意見交換が行われました。その後も地域住民・区役所・区社協・町内会・団地自治会・民生委員などの多くの方々と検討を繰り返し、業者との調整を行いました。

移動販売実施に向けて、地域住民・地域活動団体・販売業者・区役所・区社協が連携することにより、令和6年6月から移動販売を試行実施しています。

この移動販売の取組を通じて、買い物支援だけではなく、外出機会の創出、住民同士の交流・助け合い、安否の確認等、様々なメリットを発見することができました。多くの方の継続を望む声から、引き続き移動販売を月2回、実施しています。

～高齢期における身体機能低下・介護予防の取組～

〈ウォーキング講座〉



〈買い物支援〉



エ 高齢者の生活ニーズと社会資源とのマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

＜基本的考え方＞

- 困りごとを抱えた高齢者の生活ニーズを地域住民、関係機関、各種の地域活動団体が各々の持つ力を発揮し、連携して支援できるよう、コーディネート機能を強化します。
- 地域ケアプラザがコーディネーター役となり、関係機関・団体や自治会・町内会長、民生委員等の地域のキーパーソンとともに情報を共有し、近助の視点も取り入れて、高齢者の生活ニーズへの対応策や具体策の検討を進めます。

- ①金沢東部地区においては、家事援助・剪定・草刈り・付き添い・話し相手・ゴミ出し・買い物など日常生活での高齢者の生活上のニーズに対応する活動を行っています。この活動主体である金沢東部地区社協「在宅福祉サービス部」に対して、連携を図りながら区役所・区社協とともに継続的に支援していきます。
- ②地域の高齢者へ配食サービスを行う「まごころ会」に対しては、地域ケアプラザの調理室を活動拠点としていただいている、今後も、調理ボランティア、配達ボランティアを継続的に支援していきます。
- ③金沢中部地区においては、令和6年度より試行実施している移動販売「サンハイツマーケット」の取組を引き続き支援していきます。買い物を通じて、他者とのつながりの機会を持ちたい・交流の場を持ちたいという高齢者の生活上のニーズを踏まえ、生きがいや楽しみのある生活が続けられるよう、住民同士の自然な見守りや安否確認を含めて、自治会・町内会、民生委員、区役所、区社協、事業者とともに、今後も継続的な支援を行います。
- ④地域ケアプラザは、高齢者の生活上のニーズに対して、事業所や専門機関が提供する直接支援サービスだけではなく、地域住民による自主的な取組や支えあい活動も取り入れ、より安定した在宅生活が継続できるよう支援していきます。
- ⑤高齢者の生活上ニーズや地域ごとの課題に対し、これまでの社会資源を十分に活用し隣近所の助け合い等小エリアで助け合いの仕組みづくりを進めるなど、地域人材の発掘、社会資源の開発、ネットワーク機能の見直し等により、地域特性を踏まえた対応をしていきます。また、新たな支援者とのつながりを構築するなど、支援者間の連携による支援体制がより充実するよう地域づくりを進めます。

～金沢中部地区 サンハイツ西柴でのサンハイツ マーケットの様子～



(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(ア) 総合相談・支援事業

<総合相談件数>

令和5年度 電話等：906件 来所：483件 訪問：131件 合計：1,520件

介護保険	1,185	合計 1,769
介護予防	19	
行政サービス	1	
インフォーマルサービス	118	
認知症	113	
介護・医療	133	
施設入所・入院	147	
権利擁護	53	
苦情	0	

※1件で複数の相談等があるため、合計は一致しません。

<基本的考え方>

- 総合相談支援事業は、窓口・電話・訪問等により、高齢者本人やご家族、病院や介護事業者等様々な相談者から、困りごと、介護保険の相談、生活の支援等の多様な相談を受け止める、高齢者等の支援の入り口となります。
- 相談によって受け止めた内容に応じ、区役所、区社協、関係機関、地域団体等、適切な機関、制度・サービス等へつなぎ、継続的にフォローするとともに地域包括支援センターの各業務につなげていきます。
- 保健・医療・福祉が区分されることなく、総合的に相談を受け止めることで、たらい回しによる弊害を防ぎます。

1 個別相談への対応及び関係部門、関係機関へのつなぎ

- ①窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談者への適切な対応を行います。
- ②最も多い介護保険に関する相談については、制度説明を行い、要介護認定者については居宅介護支援事業者と連携して利用者の希望に沿いながら適切な介護サービスが受けられるよう支援していきます。
- ③地域包括支援センターは、介護保険等高齢者の相談等を受けるだけでなく、子どもや障害者に関する相談についても、まずは相談を受け止め、必要に応じて適切な関係機関へつないでいきます。
- ④消費者被害の予防や権利擁護に関する相談について、自己決定支援を含め、より専門的な相談ができるよう、定期的に士業（弁護士・司法書士・行政書士）の方々による個別相談を設けます。

2 出張相談等

地域住民の会合等に積極的に出向き、医療・介護等に関する情報提供を行います。
また、UR賃貸住宅では年に2～3回程度、出張による個別相談会を行います。

3 地域の特性の把握、地域における社会資源の把握とネットワーク化

- ①相談の中から、地域の課題を把握し、部門間で連携して解決方法を検討していきます。
- ②地域における高齢化、少子化の状況、独居者の増加傾向、町ごとの特性等を把握します。
- ③地域の組織、福祉保健団体・人材を把握し、これらのネットワーク化を図っていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(イ) 認知症支援事業について

＜基本的考え方＞

- 高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症患者数も増えています。
- 認知症になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方と連携して認知症の方を支える取り組みを行います。
- 認知症を多くの方に正しく理解していただくため、様々な啓発事業を継続的に行います。
- 認知症の方の介護に関する不安を軽減し、家族を支援するための取り組みを行います。

1 認知症患者数の推計

(厚生労働省研究班作成)

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
認知症高齢者数	443.2万人	471.6万人	523.1万人	584.2万人	586.6万人	645.1万人
高齢者における認知症有病率	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%	15.1%	17.7%

◆上記「高齢者における認知症有病率」から推計した金沢区及び当プラザエリアの認知症高齢者数

2022年	金沢区	当プラザエリア
高齢者人口	59,826人	9,594人
認知症高齢者数 推計	7,359人	1,180人

2 認知症の方を地域で支えられる仕組みづくり

- ① 窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談者・家族への適切な支援調整を行います。
- ② 介護保険の代行申請も行い、また、適切な関係機関へつないでいきます。
- ③ 医療機関、駅、郵便局、スーパー、薬局、新聞販売店等に啓発資料等を配布・掲示していただき、認知症が疑われる情報などを当プラザに連絡していただき、関係機関と連携して対応していきます。
- ④ 金沢区役所・金沢警察署・関係機関でつくる「認知症高齢者等SOSネットワーク」に参加し、認知症高齢者が行方不明になった場合、早期発見・早期保護するために協力します。

3 認知症の正しい理解のための普及啓発

- ① 地域住民対象に介護や認知症、権利擁護に関する講座を行います。認知症に関しては近隣の病院と連携し、医師から病気の説明と理解についてお話を聞くと共に地域ケアプラザや福祉施設から利用できる社会資源の案内をします。
- ② 地域や学校、高齢者に関わる職域を対象に、認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症の方や家族への支援が広がるよう努めます。
- ③ 士業（弁護士・司法書士・行政書士）と連携し、成年後見制度を始め権利擁護に関する個別相談会を定期的に開催していきます。

4 認知症の方の家族を支える取り組み

認知症高齢者を介護する家族が参加する「介護者の集い」を2か月に1度開催し、同じ悩みを抱える介護者同志が情報交換できる場を提供します。

5 消費者トラブル防止のための取り組み

判断能力低下に伴い高齢期は消費者トラブルなどの権利侵害を受けやすい状況にあるため、金沢警察署や消費生活センター等と日頃より連携し、詐欺等の手口の普及や成年後見制度の普及等地域の会合や講座で情報提供し、引き続き未然に防ぐ取組を行います。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(ウ) 権利擁護業務について

<基本的考え方>

- 日本国憲法では「すべて国民は個人として尊重される」として「幸福追求権」が保障されており、介護保険法においても生命を護るというだけでなく「尊厳の保持」について明記されています。
- 家族による虐待が疑われる場合は、状況をよく把握し、速やかに区役所に報告、区役所と連携して必要に応じて訪問するなど、虐待防止についての適切な対応を行います。
- 判断能力が低下し、成年後見制度等が必要な方へ支援を行います。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者を守るために、消費者被害の防止のための啓発事業等を行います。

1 高齢者虐待等の早期発見、区と連携した対応

- ①地域包括支援センターは区役所同様、虐待（疑いを含む）の通報窓口としての機能があり、通報を受けた際は相談者からの情報を収集・整理し、主訴を明確に捉えるよう「5W1H」を意識し聞き取ります。
- ②虐待の疑いを把握した場合は、本人の状況、養護者の状況、介護サービス利用状況と関係者の有無などの状況を確認するとともに、区役所と連携し「緊急性判断シート」を用い緊急性を検討します。
- ③区役所高齢者支援担当とは、報告内容を下に役割分担を行いながらできるだけ速やかに事実確認を行います。
- ④区役所や介護保険サービス事業所他関係機関等と情報を共有しながら、養護者支援に配慮し、本人の権利が侵害されないよう慎重に対応を検討し、支援計画や方針を決定していきます。
- ⑤職員全員が虐待に関する知識を身につけ、早期に発見・対応できるよう、虐待防止研修を継続的に受講し、虐待防止に関する意識を高めていきます。

2 判断能力の低下した方のための「成年後見制度」や「区社協あんしんセンター」の活用等

- ①認知症などで判断能力が低下した場合でも可能な限り本人の意思を尊重し、意向を確認しながら、本人の代わりに金銭管理や契約行為を行うための成年後見制度活用に向け支援を行います。
- ②簡単な契約が可能な程度の能力が維持されている方で金銭管理等ご希望の方には、必要に応じ「金沢区社協あんしんセンター（日常生活自立支援事業）」の活用を提案します。
- ③親族の中で適切な意思決定ができる方がおらず、成年後見制度の利用が必要と判断される場合は、申し立てに関する支援（裁判所への申し立てに必要な鑑定に関する医療機関との調整、成年後見人を推薦できる団体との調整等）を行います。
- ④申し立てを行える親族がいない場合等は、区長申し立てを視野に入れ区役所につなぎます。
- ⑤区社協、区役所、士業（弁護士・司法書士・行政書士）等関係機関で構成する成年後見サポートネットに参加し、事例検討や情報交換を行い、成年後見制度等の普及啓発に取り組みます。

3 消費者被害の防止、啓発

- ①高齢者を狙う悪質商法、振り込め詐欺等の消費者被害対策として関係機関や民生委員等と連携し、訪問時や地域の会合等の場での啓発チラシの配布・説明等を行っていきます。
- ②民生委員、ケアマネジャー、介護事業者にも、消費者被害に関する情報を提供し、啓発に協力してもらうとともに、被害の早期発見の担い手を増やしていきます。

工 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

＜基本的な考え方＞

- 地域で望ましい生活の維持継続を阻害する複合的な課題を抱えている高齢者が、本人の機能や能力を最大限生かし、その人らしい自立した生活を継続させるために介護サービスだけではなく、医療に関する情報、地域の社会資源を包括的に支援し切れ目なく活用できるように支援していきます。
- 個々の利用者のケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所の介護支援専門員※、地域包括支援センター職員が、適切なケアマネジメントができるよう支援していきます。

1 介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを行うための環境づくり

①関係機関との連携体制構築支援

介護支援専門員、区役所、医療機関、介護サービス事業所、近隣住民、インフォーマルサービス提供者などと情報交換会や研修を開催し、関係機関の連携、構築を推進します。

②介護支援専門員同士のネットワークの構築支援

区内の介護支援専門員が、やりがいを感じて仕事を続けていくことができる環境を作ることを目的に、サロンや研修を開催してケアマネジメント支援、精神的なサポートを行います。

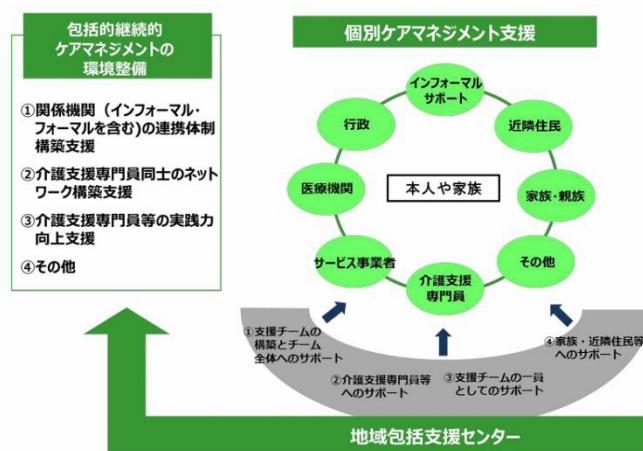
③介護支援専門員の実践力向上支援

区内の介護支援専門員自身の自己研鑽により実践力を高める努力が必要ですが、地域包括支援センターが、区内の介護支援専門員のニーズに応じた研修の開催、事例検討会、ケアプランの振り返りを行います。

2 介護支援専門員に対する個別支援

①個々の介護支援専門員からの事案対応に、電話や面談で相談相手となり「支援者の支援」を行います。

②支援困難事例については、「支援チームの一員としての役割」「支援チーム全体へのサポートの役割」「介護支援専門員の所属組織へのサポートの役割」「介護支援専門員へのサポートの役割」を果たし、該当する介護支援専門員が利用者に対して包括的・継続的ケアマネジメントを提供出来るようにサポートします。



※介護支援専門員とは、ケアマネジャーのことです。

■ 在宅医療・介護連携推進事業

＜基本的な考え方＞

- 介護保険改正によって、医療と介護の連携の推進が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に位置づけられ、地域包括支援センターがその役割の一部を担うことになっています。
- 団塊の世代が75歳となる2025年を迎えて、金沢区の高齢化率は2024年9月現在で31.12%、能見台ケアプラザの担当エリアは29.71%となっています。
- 75歳以上の高齢者は、医療や介護が必要になる割合が高く、病院や介護施設のベッド不足等から、在宅で、医療や介護を受ける人が増えていきますので、医療と介護が連携して在宅で支えることが必要になります。

1 要医療・要介護者を支援するための医療と介護の連携

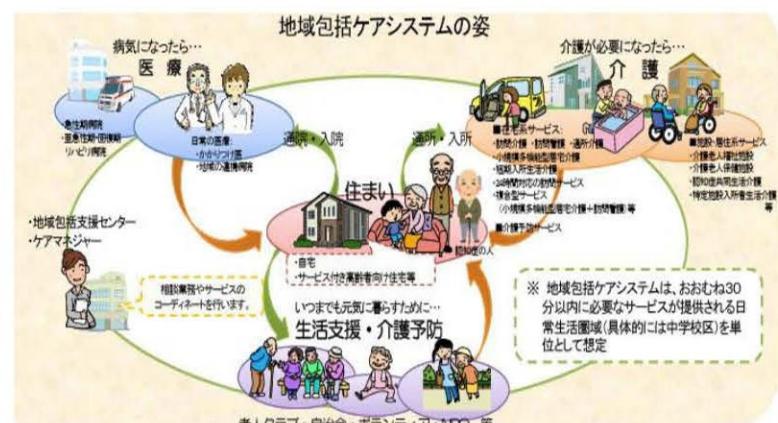
- ①定期的に行われるサービス担当者会議などの場面で、医療サービス担当者から、利用者の病気・治療に関する情報や介護時の医療面からの助言などの情報提供を受けます。
- ②介護サービス担当者は、サービス提供時の利用者に関する情報で気づいた点などの情報提供を医療サービス担当者に行います。
- ③入院中の医療必要者・要介護者が退院する際、スムーズに要介護認定を申請することや在宅介護サービスを受けられるよう介護サービス事業者と調整することが重要です。そのため、病院とも連携し、病院から在宅へのスムーズな移行を支援していきます。

2 連携のための医療・介護関係者の相互協力体制の構築

- ①医療・介護従事者が、連携して医療必要者・要介護者の支援を行うため、区内主任ケアマネジャー部会と合同で、医師会、薬剤師会、医療相談担当者（MSW等）との情報交換会や研修会を開催していきます。
- ②上記検討会に地域の訪問看護師連絡会、訪問介護事業者連絡会、地域在宅医療相談等の関係者の参加を促して、情報交換や連携方法の検討等を行い、地域の医療と介護に関する協力体制を築いていきます。
- ③区内の地域包括支援センターで協働して、医療機関や薬局等に地域包括支援センターの連絡先や担当地域を記載したチラシを配布して、地域住民が速やかに支援を受けられるよう取り組みます。
- ④地域ケア会議や研修会へ医療機関等の参加を依頼し、密接な連携が取れるよう顔の見える関係を構築します。

3 医療や介護に関する地域の方への啓発事業

地域住民向け医療講座とともに介護に関する説明会等を実施し、医療や介護に関する正しい知識の啓発に努めます。



オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

＜基本的な考え方＞

- 国は、地域包括支援ネットワークを構築するための有効な手法として地域ケア会議を位置づけました。
- 地域ケア会議は、「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」を同時に推進し、「地域包括ケアシステム」を実現させるための重要な手法として期待されています。
- 地域ケア会議は、「個別レベル」「日常生活圏域(包括)レベル」「区レベル」等の会議があり、それぞれのレベルでネットワークの構築を進めることとされています。

1 個別レベルの地域ケア会議の開催

- ①個別課題のケア会議を開催して、利用者の自立支援と担当ケアマネジャーの業務支援を行います。
- ②利用者の方が住み慣れた地域で生活していくためのシステムについて、参加者と検討しその手法を参加者が地域に持ち帰り共有することで、地域包括ケアシステムの基盤の構築につなげます。

2 日常生活圏域(包括)レベルの地域ケア会議の開催

- ①個別課題や地域課題（当該エリアの課題「親族がいない独居高齢者の支援」「8050問題」）の解決を行うために、関係する地域の医療・介護・インフォーマルサービスを含めた多職種が参加する地域ケア会議を開催します。
- ②会議で抽出された課題や対応方法を共有し、地域課題を反映したネットワークの構築を協同して進めるとともに、地域におけるインフォーマルサービスの開発等について検討します。

3 区レベルの地域ケア会議への参加

区レベルの地域ケア会議に参加し、区内の医療・保健・福祉の関係者が、日々の業務でより連携が図りやすくなるよう業務上の課題や制度改正等の必要な情報交換を行います。

4 地域ケア会議の開催方法の例

- ①地域ケアプラザの圏域を対象にした地域ケア会議は、年3回程度開催していきます。

＜地域ケア会議の参加者＞

区、区社協、包括専門職、ケアマネジャー、医師、介護事業者、医療関係者、民生委員等

- ②個別課題の検討の積み重ねにより、共通する地域課題を発見・把握していきます。
- ③共通する地域課題から、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源が結び付くように、研修会を開催して地域に働きかけていきます。

＜必要な資源開発の例＞

- ・認知症の方の生活問題を見守っていく住民のネットワーク
- ・地域の方が中心となって、高齢者が参加できるサロンを立ち上げる。
- ・地域の方が、健康ウォーキングや健康体操など行う場をつくることを支援する。
⇒地域ケアプラザの地域活動交流機能を活用し、地域に働きかけていきます。
- ⇒インフォーマルサービスのケアプランへの位置付けをケアマネジャーに働きかけていきます。

- ④日常生活圏域内で解決困難な課題は、区市レベルでの施策化について提言していきます。

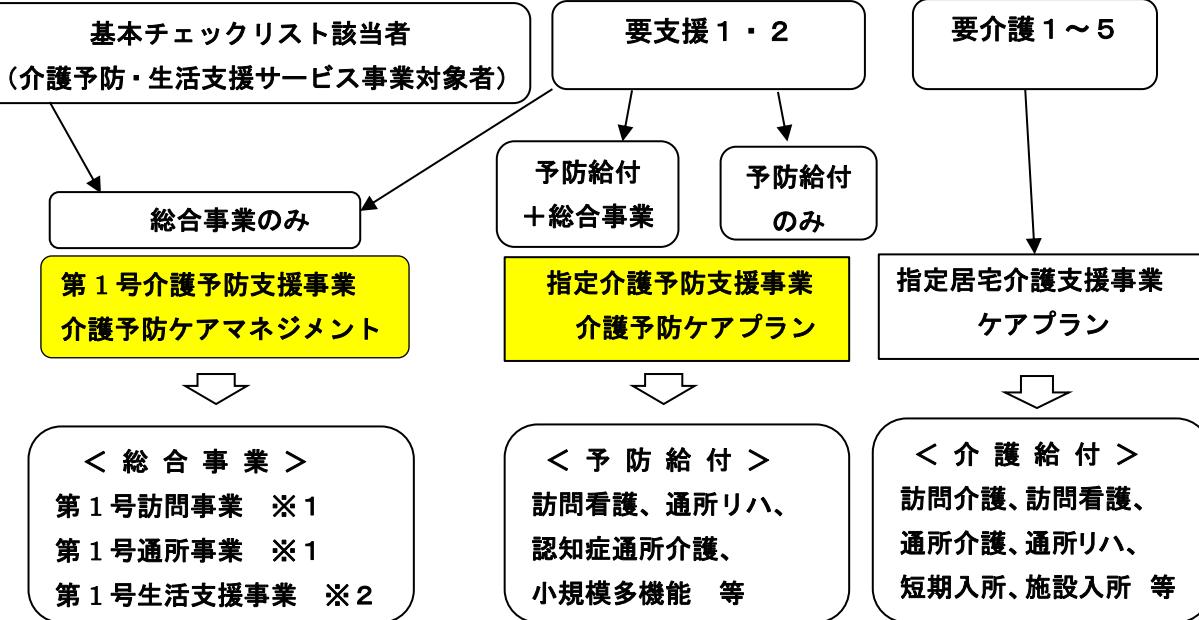
力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

＜指定介護予防支援事業とは＞

- 要支援者が介護予防給付（サービス）を受けるために、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するかについて、サービス利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てます。
- 要支援者のうち、「予防給付のみ」「予防給付+総合事業」を利用する方のプランを介護予防ケアプランと言い、同プランを作成する事業を「指定介護予防支援事業」と言います。

＜第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）とは＞

- 基本チェックリストによって抽出された「要支援等になる恐れのある方」及び「要支援者」で「総合事業のみ」を受ける方のプランを作成することを介護予防ケアマネジメントと言い、同プランを作成する事業を第1号介護予防支援事業と言います。



※1 従来の介護事業者が提供する訪問介護、通所介護に加え、住民主体の訪問型、通所型サービスも含む

※2 住民ボランティア等が行う見守り、栄養改善を目的とした配食サービス等

介護予防ケアマネジメント

1 自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進

- ① 高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援、要介護状態になったとしても、できるだけ悪化を防ぎ、自立した日常生活を送れるよう支援します。
- ② 高齢者が、地域の中で生きがいや役割を持てる居場所を見つけ、通い続けられるよう、心身機能、活動、参加にバランスよくアプローチしていきます。
- ③ 地域資源も含めた多様な支援サービスを組み合わせ、本人の状況変化に応じて支援します。
- ④ 事業対象者及び要支援者については、心身の生活機能が衰えている原因をアセスメントし、本人の希望する生活をイメージできるようなケアプランを作成します。

2 介護予防ケアプラン、介護予防ケアマネジメント対象エリア＝能見台包括エリア

- ①能見台地域包括支援センターエリアは、能見台1～6丁目、能見台通、能見台東、堀口、長浜、長浜1～2丁目、片吹、西柴1～2丁目の一部です。
※地域ケアプラザ貸室の利用はエリア外の団体等でもご利用いただけます。

- ②能見台包括エリア内の介護予防ケアマネジメント・介護予防ケアプランの作成は、地域ケアプラザが行います。（ケアプランの一部を居宅支援事業者に委託します。）

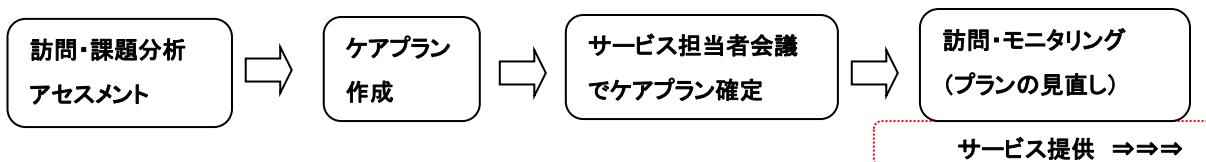
3 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	274	265	263	256	254	261	265	267	268	259	251	246	3,129
令和4年度	335	340	349	341	337	333	347	342	342	345	333	271	4,015
令和3年度	331	329	333	338	335	328	340	340	362	340	340	342	4,058

4 具体的な支援内容の計画作成方法

(1) 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成等の流れ

- ①高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、個人の生活に合わせて総合的な支援を行うとともに、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう支援していきます。



- ②介護予防ケアプランも介護予防ケアマネジメントも基本的には同じ流れで、課題分析、プラン検討、作成が行われます(介護予防ケアマネジメントでは、担当者会議の省略、モニタリング頻度を減らす、初回のみのケアマネジメントとするなど簡略化したケアマネジメントとなる場合があります)。

(2) 地域の様々な資源の活用

- ①サービス事業者、保健、医療、福祉の関係機関、地域のインフォーマルサービスとの連携が不可欠なため、共同の勉強会やケース検討会等を通じてネットワークを強化していきます。
 ②地域ケアプラザ・コーディネーターや民生委員など地域の方とインフォーマルサービスの情報を共有していきます。必要に応じて、地域のインフォーマルサービスもプランの中に位置付けていきます。

5 担当職員の確保、人材育成及び居宅介護支援事業者への業務委託

- ①該当する地域包括支援センターエリア内の介護予防ケアマネジメント（プラン作成）は、地域包括支援センター職員が行うことになっています。
 ②保健師職を中心に主任ケアマネジャー、社会福祉士、及び介護予防プランナーの地域包括支援センター職員が連携して、介護予防ケアマネジメント・介護予防プランの作成に努めています。
 ③プランの一部は、居宅介護支援事業者に委託できることとなっていますので、自立に向けた効果的なケアマネジメント実施に係る人員確保のためにも、できる限り委託を推進していきます。
 ④居宅介護支援事業者への委託の際は、公正中立性を確保するために、サービス利用者の方に選択肢を提示、利用者の方の意見を尊重いたします。
 ⑤利用者の自立に向けたケアマネジメント能力向上のために、介護予防従事者研修を受講し、委託先ケアマネジャーのケアプランについて意見や提案を行います。
 ⑥研修会においては、介護予防ケアプラン等の委託を行った場合の受託事業所のケアマネジャーの質の向上も図っていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

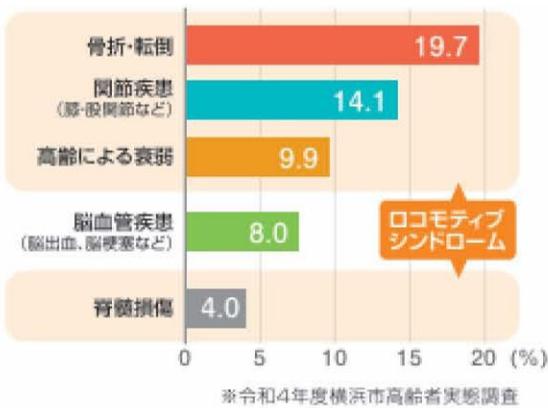
＜エリアの特性を踏まえた介護予防＞

- 健康診断の受診率が高く、介護予防への関心が高い高齢者が多いため、口腔、栄養、運動、社会参加が一体的に取り組めるよう講座を企画することで、個々の健康意識が高まり、健康寿命を延ばせるよう支援していきます。
- 男性が主体的に介護予防に取り組めるよう男性限定の講座を企画していきます。
- 団塊ジュニアが65歳以上になる2040年に向け、前期高齢者のうちから介護予防に取り組み、地域の担い手として活動し、社会参加が続けられるよう支援します。

＜基本的な考え方＞

- 高齢者が通うことのできる場が身近な場所に充実し、支援が必要になっても、住み慣れた地域で、社会参加できるように支援していきます。
- 介護予防・認知症予防の観点からエビデンスに基づき多様な事業を展開していきます。

＜要支援になった要因＞



1 地域の方と連携した介護予防・社会参加の普及啓発

- ①地域における高齢者のサロン、ミニデイサービス、相談会等に参加して積極的に介護予防の啓発を行っていきます。日常の中で介護予防を意識した取り組みが続けられるよう、元気づくりマイスターと連携し、金沢区オリジナル体操の活用や周知を行っていきます。
- ②地域ケアプラザの介護予防事業や、地域活動の支援者向けの研修などを通じて、地域が主体となった多様な活動が定着するように、担い手の育成、活動の場へのつなぎ等を行っていきます。
- ③地域の町内会館や活動の拠点（葬斎館など民間事業との連携）における介護予防の出張講座等様々な場面で介護予防・社会参加の啓発に努めていきます。
- ④移動販売による買い物支援などを通じて、高齢者の外出や交流の場をつくり、活動や参加の機会を増やします。

2 元気づくりステーションやサロン等の実施

- ①介護予防に取り組む地域のグループ活動の場として、「元気づくりステーション」や、体操教室、サロン活動の後方支援を実施していきます。
- ②能見台地区では、現在「能見台スリーAの会」が、元気づくりステーションとして毎月2回活動しており、引き続き支援していきます。

3 個々のニーズに応じた多様な介護予防事業の実施

介護予防には、社会参加が最も効果が期待できるとのエビデンスが示されています。そのため、多様な活動が地域で継続できるよう、金沢区のまちの先生にも講座を依頼し、必要な地域で講師として活動していただけるよう地域とのつなぎを行っていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

＜地域包括ケアシステムと地域包括支援ネットワーク構築の必要性＞

- 2025年には、団塊の世代が75歳以上となります。75歳以上の方は、介護が必要な割合がかなり高いため、要援護や認知症の高齢者が急増することが見込まれています。
- 病院や介護施設の入院・入所枠の大幅増は困難であり、多くの要介護者や認知症高齢者の地域での在宅生活を支えるためには、地域包括ケアシステム構築が求められています。
- 地域包括ケアのためには、地域におけるボランティア等のインフォーマルサービスと、行政、医療介護専門職、関係機関等のフォーマルサービスの連携が不可欠です。
- そのためには、多くの職種がネットワークを構築し、地域における共通課題を解決する方策を検討することが求められています。

1 地域団体やボランティア団体との連携によるネットワークの構築

- ①地域団体・ボランティア団体が行うミニデイサービス、配食・会食、見守りなどのインフォーマルサービスを、介護事業者等のフォーマルサービスとともに要援護者に提供することが求められており、そのためにはフォーマルサービスとインフォーマルサービスをネットワーク化することがますます求められており、プラザが中心となり、地域団体、ボランティア団体と日常的に連携し、様々な会議・事業・活動に関わり情報を収集し把握していきます。
- ②把握した情報を見る化し、介護事業者、ケアマネジャーなどに情報提供していくことによって、インフォーマルサービスとフォーマルサービスをつないでいきます。

2 福祉・介護専門職との連携によるネットワークの構築

- ①介護サービス利用者の担当者会議において、介護サービス事業所、ケアマネジャー、包括支援センター職員、医療関係者等が、日頃から顔の見える関係を引き続き作りあげていきます。
- ②地域ケアプラザの5職種（保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャー、地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）は、月1回、職種別会議を開催しています。そこでは区役所の専門職や区社協の専門職も参加し、様々なテーマで意見交換が行われていますので、日頃からのネットワークを引き続き作りあげていきます。
- ③医療と介護に関する連携会議、成年後見ネットワーク、認知症高齢者ネットワークなどでも多職種が様々な場面でネットワークをつくっていますので、引き続き地域ケアプラザも参加してネットワークを作りあげていきます。
- ④様々なネットワーク場面で地域ケアプラザが把握しているインフォーマルサービス情報を提供することによりフォーマルサービスとインフォーマルサービスがあわせて提供されるよう取り組んでいきます。

3 地域ケア会議を活用したネットワークの構築

- ①多職種が連携する地域ケア会議を個別レベル、日常生活圏域（包括エリア）で開催し、多職種のネットワーク化を推進するとともに、地域におけるインフォーマルサービスの開発等について検討していきます。
- ②区レベルの地域ケア会議にも参加し、医療・介護・福祉関係者が様々な情報交換を行い、多職種連携のネットワーク化を推進していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<居宅介護支援事業とは>

要介護認定を受けた方が在宅で介護サービス（訪問介護や通所介護、短期入所等）を受けるには、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するか等について、利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てることが必要です。これをケアプランと言い、ケアマネジャーが作成しますが、居宅介護支援事業では、要介護1～5、または包括支援センターからの委託を受け、要支援1、2の予防プラン作成も行っています。

◆居宅介護支援事業 月別延べ利用者数（予防支援を含む）

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	186	186	190	166	147	154	148	157	162	168	176	169	2,009
令和4年度	181	179	186	172	188	191	197	191	194	190	184	196	2,249
令和3年度	172	173	175	178	176	176	170	174	184	185	176	176	2,215

<基本的考え方>

- 公の施設における居宅介護支援であることを常に意識し、その方の能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、また、必要な介護サービスが適切に利用できるようケアプランの作成に努めます。
- 利用者の立場に寄り添い、ご本人の意思を尊重したケアプラン作成に努めます。

1 居宅介護支援事業のエリア

地域ケアプラザの指定申請時の届出エリアは、金沢区全域です。区内には多くの居宅介護支援事業者が存在し、利用者は事業者の選択ができます。

2 ケアプランの作成

- ①適切なサービスが利用できるよう、定期訪問やモニタリング等を毎月実施します。
- ②ケアプランに位置付けるサービスが特定の事業者に偏らないよう、利用者による事業者の選択を尊重し、公正中立なプラン作成に努めています。
- ③年1回アンケートを行い、利用者の声を支援に生かしていきます。
- ④退院前カンファレンスや往診時同席など医療との情報共有に努めます。
※「アセスメント～プラン作成等」の流れは介護予防支援と同様です。

3 介護予防支援事業者、関係事業者との連携

連絡会等を通じ介護予防支援事業者や関係事業者との連携に努めます。

4 研修会への参加等

- ①地域ケアプラザ他事業所と共に事例検討会を開催し、互いに情報交換に努めます。
- ②年間を通じて必要な研修会等に参加をしています。

5 ケアプラン作成担当職員の質の向上と公正中立性の確保

- ①利用者が住み慣れた場所で自分らしく、自立した生活、質の高い暮らしができるように支援を行っていきます。
- ②利用者本位の生活が提供できるように、公正中立を守り保健、医療、福祉サービスと連携し、サービスの質の向上と利用者の意向が十分に反映されたプラン作りを心がけていきます。今後も継続したアセスメントを行い生活の質を高められるよう努めています。
- ③利用者や家族へ継続的に情報提供を行い、有意義にサービスの利用を行っていきます。

6 特定事業所加算の取得並びに介護認定調査の受託

引き続き特定事業所加算Ⅲを取得しケアマネジメントの質の向上に努め、24時間連絡相談のために携帯電話で対応します。また、区役所の認定調査業務を受託し、積極的に対応します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

◆通所介護（通所介護相当）延べ人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	558	598	591	568	561	565	555	533	512	483	467	526	6,517
令和4年度	569	613	652	639	643	668	658	591	538	542	525	570	7,208
令和3年度	653	615	596	605	583	551	589	574	555	552	523	549	6,945

1 デイサービス運営方針

要介護者等となった場合においてもデイサービス事業を通じて、その方の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その方の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。さらにその方の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話や支援、機能訓練等の介護及びその他必要な援助を行います。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2 プログラム（デイサービスの1日の流れ）

8:40	スタッフ朝礼後、送迎車にてご自宅までお迎えに伺います。到着後看護師がパーソナルチェックを行います。
10:00	朝のご挨拶のあと、入浴プランのある方は順次入浴していただき、安全に入浴できるよう介助いたします。また、歩行困難な方にはリフト浴で対応しております。 刺し子などの手芸や脳トレの言葉パズルなどご本人の希望される趣味活動をお勧めします。
12:15	お口の体操を行い、昼食の時間です。
13:00	口腔ケア／趣味活動・テレビ鑑賞などゆっくりとくつろいでいただけます。
14:00	機能訓練士による個別機能訓練を行います。
14:30	おやつ時間
15:00	レクリエーション活動／地域の団体ボランティアによる演奏など
16:00	帰りのご挨拶の後、送迎車にてご自宅までお送りいたします。



※令和7年4月からサービス提供時間の変更（延長）を予定しています。

3 利用者の声を聞き、サービスを見直していく仕組み

- ① 年1回アンケート調査を行い、利用者とご家族の希望に添い、よりよいサービスを提供できるよう努めています。
- ② 利用日には連絡帳にてご要望等をお聞きし、対応していきます。
- ③ 送迎時間やサービス提供時間について、ご要望に添い、できる限り対応します。
- ④ 胃ろう・ストーマの方にもご利用いただいています。

4 デイサービス職員の質の向上、事故防止の取組

- ① 職員全員参加の全体ミーティングを定期的に行います。様々な情報、課題、問題点、研修（感染症、認知症、事故防止、入浴介助、高齢者虐待）などを議題に行っていきます。
- ② 非常時は利用者の避難誘導等を速やかに行動できるように防災訓練に参加します。
- ③ 内外の研修に参加し、知識の向上と技術やスキルの向上に努めます。
- ④ 新たに採用した職員には研修期間を設け、不安なく介助ができるように指導・助言します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

＜基本的な考え方＞

- 地域ケアプラザの運営財源は、横浜市の指定管理料と利用料金とします。
- 指定管理料を財源として、地域ケアプラザ運営事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業、一般介護予防事業を運営します。
- 利用料金は、居宅介護支援、通所介護の介護報酬とし、增收分を施設の保全、職員の処遇改善など指定管理業務を含むプラザ全体の運営に充当します。

◆指定管理料(提案額)

62,282千円

[内訳]

- | | |
|-----------------|----------|
| ①地域ケアプラザ運営事業 | 23,334千円 |
| ②地域包括支援センター運営事業 | 32,609千円 |
| ③生活支援体制整備事業 | 6,185千円 |
| ④一般介護予防事業 | 154千円 |

1 地域ケアプラザ運営事業、地域包括センター運営事業等(上記内訳①～③)

(千円)

		① 地域ケアプラザ運営事業	② 地域包括支援センター運営 ③ 生活支援体制整備事業	
項目	金額	経費に対する考え方	経費に対する考え方	金額
人件費	13,538	所長（兼務1／8）、 コーディネーター（常勤1名）、 サブコーディネーター（非常勤）	所長（3／8兼務）、 社会福祉士（常勤1名）、保健師等（常勤2名）、主任ケアマネジャー（常勤1名）、 生活支援コーディネーター（常勤1名）	32,593
事業費	450	各種自主事業実施経費（広報・印刷費、講師謝金等）		364
事務費	2,221	各事業実施のための備品費、消耗品費、交通費・ガソリン代、通信運搬費等		2,381
管理費	8,531	光熱水費、施設の保守管理費、小破修繕費（指定額）等 ※事業ごとに施設内経費を按分します。		2,826
その他		協力医		630
利用料 金の活 用	△1,406	通所サービス事業利用部分に係る施設使用料相当額。 ※指定管理料に係る事業で、単年度マイナスが生じた場合は、デイサービス等の介護給付事業から補填します。		
合計	23,334			38,794

2 一般介護予防事業費(上記内訳④) 154千円

3 利用者サービス向上のための経費、修繕費への配分

- ①ご意見箱など利用者からの施設の改善要望は、できる限り優先的に経費配分を行います。
- ②修繕の必要箇所が見つかった場合には、速やかに区役所と協議し修繕等を行っていきます。

4 運営費節減に関する基本的考え方

- ①極力経費節減を図りつつも、利用者の方の安全や満足度を低下させないよう取り組みます。
- ②照明の8割はLEDに替えています。令和8年度以降はESCO事業に参加し一層の節電に励みます。また、トイレ等に節水器具を設置しており、引き続き経費節減に努めます。
- ③IT導入によるペーパレス化に取り組みます。コピー用紙は、裏紙使用や両面コピーを徹底するとともに、印刷物はできる限り節減します。
- ④自主事業の材料費、コピー、マスク等については、適切な実費をご負担いただきます。
- ⑤合同祭や自主事業などの開催にあたり、企業の協賛等も活用していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

◆利用料金

利用料金の内訳は、居宅介護支援、通所介護における介護報酬等となります。指定管理料とは明確に会計を分け運営し、增收分については、施設の保全、職員の処遇改善など指定管理業務を含むプラザ全体の運営に充当します。

事 業 種 別	運 営 財 源	
介護保険事業 (給付)関連事業 等	① 通所介護、介護予防通所介護 第1号通所事業等 (デイサービス事業)	介護報酬（9割～7割） +利用者負担（1割～3割）等 (条例上は、 利用料金 として位置付け)
	② 居宅介護支援、介護予防支援 第1号介護予防支援事業 (ケアプラン作成事業)	介護報酬（10割）等 ※利用者負担なし (条例上は、 利用料金 として位置付け)

※介護保険給付事業であるデイサービス及び居宅介護支援等の事業は、横浜市地域ケアプラザ条例上は施設の利用料金として位置付けられていますが、いわば独立採算的事業として介護報酬等の範囲内で運営されています。

1 利用料金の增收分の活用

- ①デイサービス等の介護報酬の中から、施設使用料相当分として、施設規模に応じ市が定める一定額（1,406千円）を指定管理料から控除して指定管理料を設定します。
- ②指定管理料に係る事業（地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業）で単年度の赤字が生じた場合は、デイサービス等の介護給付事業の利用料金の収支差額から補填します。

2 介護保険事業(給付関連事業等)における運営効率性についての考え方

- ①介護報酬の中で、適切な運営とサービス提供が損なわれないよう取り組んでいきます。
- ②介護保険事業の経費は人件費の占める割合が大きいため、各部門に必要不可欠な常勤職員を確保するとともに、非常勤職員を活用することで、介護報酬内で効率的な運営ができるよう努めていきます。
- ③運営費節減だけでなく、利用者数の増が運営効率化の大きな要素であるため、様々なPRを進め、信頼される事業者となることによって、利用者を獲得していくことを目指します。
- ④デイ事業等は、登録ボランティアの力も借りることにより効率的な執行に努めていきます。

3 運営費節減に関する基本的考え方

- ①極力経費節減を図りつつも、利用者・家族の満足度を低下させないよう取り組んでいきます。
- ②光熱水費については、できる限り節減に取り組んでいきます。
 - ・夏季冷房28度、冬季暖房19度の設定を基本としますが、利用者の状態やニーズを細やかに把握し、きめ細かく対応していきます。
 - ・空き室や利用の少ない夜間等の時間帯の照明や空調をこまめにOFFします。
- ③IT導入によるペーパレス化に取り組みます。コピー用紙は、裏紙使用や両面コピーを徹底するとともに、印刷物はできる限り節減します。

4 寄付文化の醸成

地域や福祉のための寄付や企業協賛等のPRを行うとともに、寄付・寄贈をお受けした場合は広報紙等で感謝の意を表すなど、できる限り寄付文化を醸成していきます。

指定管理料提案書
(横浜市能見台地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	12,837,500円	12,987,500円	13,237,500円	13,387,500円	13,537,500円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円
事業費	事業における保険、謝金、資料代等	□	450,000円	450,000円	400,000円	400,000円	400,000円	
事務費	消耗品費 保守料 旅費 通信費 福利厚生費等	□	2,221,000円	2,221,000円	2,121,000円	2,121,000円	2,021,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	8,057,500円	8,057,500円	8,057,500円	8,057,500円	8,057,500円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円	斜線	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	斜線		-150,000円	-250,000円	-400,000円	-450,000円	
施設使用料相当額		斜線	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	
合計			23,334,000円	23,334,000円	23,334,000円	23,334,000円	23,334,000円	
	うち団体本部経費							

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	25,212,500円	25,432,500円	25,652,500円	25,872,500円	26,092,500円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	1,580,500円	1,580,500円	1,580,500円	1,580,500円	1,580,500円
事業費		謝金、資料代、介護者の集い等 経費	□	154,000円	150,000円	150,000円	140,000円	140,000円
事務費		消耗品費 保守料 旅費 通信費 福利厚生費等	□	2,206,000円	2,150,000円	2,150,000円	2,110,000円	2,080,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	2,700,000円	2,700,000円	2,650,000円	2,600,000円	2,550,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合記載してください。>		-160,000円	-330,000円	-450,000円	-590,000円	
合計				32,609,000円	32,609,000円	32,609,000円	32,609,000円	32,609,000円
			うち団体本部経費					

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
事業費	講師謝金 行事保険 材料費等	□	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	
事務費	消耗品費 旅費 通信費 福利厚生費等	□	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			-40,000円	-90,000円	-135,000円	-183,000円	
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	会場費5千円 講師謝金144千円 保険料 5千円	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費							

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市能見台地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	① 基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
	② 基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	① 基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	② 基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--

収支予算書
(横浜市能見台地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,334,000円	23,334,000円	23,334,000円	23,334,000円	23,334,000円
	地域包括支援 センター運営事業	32,609,000円	32,609,000円	32,609,000円	32,609,000円	32,609,000円
	生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
	一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		62,282,000円	62,282,000円	62,282,000円	62,282,000円	62,282,000円
収入 介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円
	居宅介護支援事業	31,555,000円	31,555,000円	31,555,000円	31,555,000円	31,555,000円
	通所系 サービス事業	70,000,000円	71,000,000円	71,600,000円	72,100,000円	73,000,000円
		108,755,000円	109,755,000円	110,355,000円	110,855,000円	111,755,000円
		1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円
		172,437,000円	173,437,000円	174,037,000円	174,537,000円	175,437,000円
支出 内訳	人件費	128,000,000円	128,940,000円	129,540,000円	130,140,000円	131,240,000円
	事業費	13,800,000円	13,800,000円	13,800,000円	13,800,000円	13,800,000円
	事務費	15,000,000円	15,000,000円	15,000,000円	15,000,000円	14,800,000円
	管理費	15,500,000円	15,500,000円	15,500,000円	15,500,000円	15,500,000円
	その他					
		172,300,000円	173,240,000円	173,840,000円	174,440,000円	175,340,000円
		うち団体本部経費				
収支		137,000円	197,000円	197,000円	97,000円	97,000円